

人口問題研究所  
研究資料第五八號

昭和二五年七月七日

## 米國社會保障制度の研究（その二）

厚生省人口問題研究所



目

次

第一部 社会保障における主要制度

第一章 養老・遺族・廃疾保険

四

第二章 失業保償制

三九

第三章 医療

五五

第四章 公共扶助制

三九

## はしがき

資本主義の成熟につれでとみに深刻化する経済と人口とのアンバランスは、單に当面緊急の生活保護や失業問題として現われてくるばかりでなく、また人口の再生産過程の上には強い影響を及ぼさざるをえぬ。これは一方に人口増殖力の停滞化ないしは減少人口の把要として現われるばかりでなく、場合によつては反対に人口の過大な増殖傾向を一そく加速するような結果を生む。いずれの形をとるにせよ、それが資本主義の成熟と不可分の問題であることは論議の余地がない。社会保障の問題が今日の人口問題たゞ一つ大きな研究となつてきた理由はそこにあるといえよう。

本書は、右のような見地にしたがい取り上げられた本研究所における社会保障制度研究の一部を有すもので、大著 *Relief and Social Security, 1940* の著者として著名な現ブルックンズ研究所副所長ルイス・メリヤム氏を中心とする最近の出版 *The Cost and Financing of Social Security, 1940* の大意を紹介したものである。黒田技官の担当調査研究による。因みにアメリカに於ける社会保障制度はコーズヴェルト・ニューディールの一環として実施され在一九三五年の社会保障法が始まるといつてよいが、その不備と欠陥、またその後の社会情勢の変化に伴う改革の必要各方面より要望せられていた。とくに最近における英國社会保障体制の創設的整備は米国においてもその改革要望を強く促進した。とくにトルーマンのフェアディールにおける福祉国家政策が社会保障の拡充を基幹的政策の一つとして取り上げるに到つたことは屡次の教書や経済報告書の中に明示されていふとおりである。そのような動向は具体的にはH·R·二八九二お

まびH・R・スロウと名つて昨年以来試合で真剣を計試の対象となつてあり、きたる五月三一日大統領はとくに社会保障関係機関の統合を目的として新省（教育・社会保障省／ハバ株）設置法案を議会に提出したと報道されている。こゝに紹介されるメリヤム等の新著はとくに政府当局の権力の改革案を織り込んだH・R・ニハニニを中心として現行制度、H・R・スロウと比較研究を行つてゐるもので、とくに財政経済的観点からの分析に詳しい。本輯における紹介はなあその一端であるが、つづいて残部も続刊される予定である。

昭和二五年七月七日

## 人 口 問 題 研 究 所

# 第一部 社会保障における主要制度

## 第一章 養老、遺族、障疾保険

アメリカにおける社会保障は一九三五年の社会保障法によって規定されているのであるが、これは一九三九、四六、四八年に修正が加えられ今日に至つてはこれが体系的にみると十個の異なったプログラムを備えている。即ち

- (1) 二個の保険 — 養老、遺族保険と失業保険
- (2) 三個の扶助 — 養老扶助 (*old-age assistance*)  
被扶養子女扶助 (*aid to dependent children*)  
困窮盲人扶助 (*aid to the needy blind*)
- (3) 五個のサービス — 児童福祉 (*child welfare*)  
不具児童 (*crippled children*)  
母子保健 (*maternal and child health*)  
復職 (*vocational rehabilitation*)  
公衆衛生 (*public health*)

に対する特殊サービス

この体系の中で最初の養老遺族保険のみが聯邦直営であり、失業保険、公共扶助ならびにサービス業務は州の管理に対し州聯邦が補助金を出すことからわざ a shared federal-state

system だとつてゐる。

国営制度としての養老、遺族保険のみが保険の名跡をとつて行われたことは、被保険者の数が極めて大となること、給付のため大巨額の資金蓄積を必要とするために私的生命保険の保険技術を轉用し、かつ私的保険制度の確立し末つた信用に便乗することを便利としたのである。

従つてこの社会保険の財政に対する考え方は私的保険におけると同様責任準備金制度によるべきであるとゆう信念が極めて一般的であった。その結果として現在における支払負担ばかりでなく将来において発生しうべき負担を考慮して、その支払を充足しらるるために雇主及び使用者の両者に対して掛け金が課せられたのです。

雇主及び使用者の両者はそれぞれその支払債銀及び受取債銀三〇〇〇万(三〇〇〇万を含む)までの金額に対して一定の割合で掛け金を行うことが規定されている。その割合は保障法実施開始より三年間は1%として三年毎にこの繰上率を列上げて一九四九年にはその最高限度である1%に達せしめることになつていた。ところが一九三八年から三九年において資金積立制によつて相当の額が蓄積されたためこれに対する非難も多く、一九三九年の社会保障法改正に際しては掛け金率据置を一九四三年まで延期しかつ保険金給付開始を当初の一九四二年を一九四〇年に早めて実施することとした。その後この繰上率は毎年社会保障局の反対があつたにもかかわらず議会は從来の1%に据置の方針をとつてきた。

養老、遺族保険の如き社会保険制度に於て私保険における準備金制度とのまゝ採用することは多くの論議の存するところであつてメリヤム氏はこのような私保険との差異を強調し、養老遺族保

險の健全性は決して社会保障準備基金の豊富なことによつて決定されるのではなくて、聯邦の課税能力と借入能力にあるとゆう。この点に著しく從来一般に混同されているため、社会保障の厚生的側面にのみ注目され、将来のコストについての考慮の欠如、そしてまたそのコストの終局的負担者は誰かの問題等の側面が無視され、また傾向があるのであつて、このような社会保障の財政経済的観点からする分析は今後益々重要なとなつてくるであろう。

現行制度の徹底的な改革の必要性については、数年来一般に認められてゐるのであるが、それは適用範囲、課税所得、給付方式、新規給付ならびに追加給付、資格條件、婦人に対する特殊規定、退職後の收入等の重要な事項の広汎な拡大を要請していく。

第八十一試合の始めに下院に提出された法案 H.R. 二八九三は以上述べた如き現行制度の修正改革についての行政当局の觀告を具現したものであつて、これは「搖籃から墓場迄」(Cradle-to-the-grave) の社会保険を主張し、單に次並を防止する以上の高い給付水準の確保の必要を主張する多くの人々の支持を受けたのである。本法案における一つの重要な考え方は給付の基準となるべき所得を最高の年の所得をとり、年四百四十ドル以下のすべての所得に適用するとゆう点である。

予算委員会はこの H.R. 二八九三について広汎な公聽会を開催したのであつて、その結果一九四九年八月十五日に同委員会は多數報告と小數報告を添付した法案 H.R. 六四〇〇を提出したのである。この法案は、下院又はこの委員会の小數派の人々から修正の提出を認めないとゆう條件付で同年十月五日下院を通過したのである。この條件付で行われたと云ふことは、本法案が極めて

複雑な技術的な構造をもつてゐるからこの方面の内容なり問題に通曉しない人々が断片的な勧告を行ふことは無意味であるとの事由に基くものである。

この法案も現行の養老遺族保険制度に対比して底辺を寛大化の修正を提示していくのであるが、

H・R・ニハ九三と比較してみるとむしろ健全なものであり妥案であるといえよう。

本稿においては次の二個の理由で下院を通過したH・R・八やロウよりも急進的なH・R・ニハ九三を中核としてとりあげたい。

第一の理由は公共福祉の本質に関する行政当局の思想を遺憾なく表現してあることであり第二は、両院検討会によつて決定されるべき最終法案の内容がまだ分つていながらである。

### I. 修正事項の内容と理由

次にH・R・ニハ九三における具体化され得る重要な修正改革事項とその理由について簡単に述べみよう。

#### (1) 保険加入範囲

現行法においては行政上その他理由で次のようないくつかの職業群を保険の適用から除外していゝ。即ち、(1) 農業労働者、(2) 私宅における家事従事者、(3) 自由労働者、(4) 自営者、(5) 私的の非營利的、宗教的、慈善的、科學的、教育機關の使用者、(6) 外政府或はその補助機關の使用者、(7) 联邦政府の使用者、(8) 鉄道運職法による鉄道の從業員

このような人々を除外することとは確かに差別待遇を意味するものであり、またこの制度の下に保護を受ける人々は特权を享受することを意味する。とゆうのは現在支払われつゝある給付ながら将来に於てその支払が予想される給付が、彼等の支払う税額を著しく超過するに至ることが予測されるのであって、その場合の受給者は他人の支払つたものを給付として受けるのであり、かつ受給者がその給付を必要とする状態にあると云ふと間違はない。

このような給付は「法定外の雇用」と呼ばれるがこのような給付を正当化しようと云ふ根拠は存在しない。

このような非合理的な給付が存在すると共にまた現行制度の下において被用者が完全な被保険資格を得る前に法定外の取扱に転職すると、転職しないで前の職業に止まつていた場合受けけるべき制度上の权利の全部或は一部喪失することとなり、彼自身と彼の雇主の支払つた掛金は多くの場合基金に没収されるとゆう不合理が存在する。

この際問題となるのは法定被用者と法定外自営者との区别であるが、これは極めて漠然としている。法は使用者或は雇主による給與税の支払が資格の基準となることを規定していない。資格とは、税の支払いの有無に關係なく法定取扱における雇用によつて決定されるのである。

こゝで独立の企業家であるか使用者であるかの問題について慣習法の立場或は経済的な立場から種々論議が闘わされたのであるが、結局慣習法の雇主——使用者關係と自営の明確な身分關係との間には広大な漠然たる地帶が存在すること、この地帶内には經濟的依存性或は独立性を表示すべきいくたの要素の組合せがたくさん存在するとゆうことがはつきりしたのである。

従つていやしくもこのような制度を実施し部分的には一般歳入を以て支持することが行われるためには実際問題としては仕事の性質に關係なくすべての勤労者はこの制度内に包括あることが必要であり、かくすることによつて前記の如き転恵による損失を没収を防止することができるのである。この点においてH·F·N·Eは充分その意図を表現しており、たゞ實際上の理由から聯邦公務員ならびに鉄道従業員へはれもより有利な制度の下に保護されているから)を除外し、憲法上の理由から州、地方政府の公務員はその政府に對し選挙的とし、警察官、消防官は包含されないこととしているだけである。

以上の点でH·F·N·Eの案をみると、次の私種を除外している。即ち、(1) 農業従事者へ自営佃人としてあると使用人であると向わない。(2) 聯邦公務員、(3) 陸海軍の要員、(4) 鉄道従業員、(5) 指示された専門職業群の自営者、(6) その他の一、二の少數者群。予算委員会では農業使用人、自営農地所有者、その他除外された自営者群を包含せしめることを考慮したのであるが結局更に研究が必要であるとの結論に到達したのである。

## (2) 課 稅 所 得

現行制度において社会保障税は法定雇用における年所得の最初の三〇〇〇ドルについて徵收され給付が支給されることになつてゐる。しかるに一九三五年に社会保障法が実施されて以来一般貨幣賃銀水準も著しく上昇してゐるためにこのような基準による給付とは合理的な最低限の生活を元困難であるといえるであらう。その結果このような給付たのみ依存せねばならない人々

はミーンズ・テストを通じて公共扶助を仰がねばならないであろう。そこでH·R·三八九三はこの点を提案している。

このようだ債銀、俸給ならびに自営者の所得に対する四八〇〇ドルまでに課税し、その額のものについて給付方式を適用せんとするこの提案は広汎な見解の相違を発生せしめたのである。まことに提案に賛成する者の意見を要約すると次の如くなるであろう。

(1) 債銀が上昇したために引上げられた四八〇〇ドルも現在では、現行の限度である三七〇〇ドルに等しくなつた。

(2) 現行法における給付は生計費の昂騰のために不充分となるに至つた。充分な給付を支給するためには方式の寛大化、それの適用されるべき最高所得の引きあげ、給付の基礎を保険期間中の平均ではなくて最良の継続五ヶ年の平均におくことを必要とするであろう。

(3) アメリカの制度は老令その他他の保険事故による所得の喪失を保障せんとするものである。それは單に事故の発生に際して最低額を支給せんとするものではない。

四八〇〇ドル増加案に対する反対論者は社会保険制度の目的そのものについて見解を異にしてゐる。即ち社会保険制度なるものは退職者の従来の所得の一一定率を支給するものであるか、更にむしろ欠乏を防止するに充分な貨幣所得を確保し、かつこのようだ社会保障給付のみに依存せねばならぬ場合に於ても合理的な健康と体面を維持するに足る最低限の生活水準（*Reasonable minimum health and decency standard*）を可能ならしめるよう考慮を持つべ

きであるとの見解に反対するのである。

この見解は社会保険によって被保険者最低の保護を喫えんとするものであつて、この最低限以上ものを望む場合は、自己の努力によつて、それを獲得せねばならないのである。

このような最低保護の主張論者も眞摯的に給付の額とかその決定方法の英になると必ずしも見解が一致しない。

例えは給付額については、ある論者は英國型の均一給付を主張している、そしてこの場合給付額は予算上の考慮によつて決定され、被保険者にはそれぞれ特定額を支給し、有資格の扶養家族についてはそれぞれ追加給付を與えることとなるのである。

またある者は、現行の如き給付と課税の基礎を三つや四つにあくことは反対しないが、これを四つや五つに引き上げることに対する反対では有力に反対する。

債銀や物価の上昇に対しこそ給付額を引き上げることの必要については、この派の人々と認めるのであるが、たゞその場合、課税所得額を振り置いて現行の給付方式に修正を加えることによつてこの目的を達成しようとするのである。このよう人々の見解は次の如く要約することができるであろう。

(1) 課税所得額を三つや四つ以上に引きあげてより多くの給付を支給する場合コストが著しく増加する、必要に對してのみ保険するとゆう社会保険本来の目的に懷疑するならばこのよう各コストの増加は不必要なことである。

(2) ベースを大にし税率を引きあげることは、この制度の財務行政上の内在的な厄介な問題、

特に初年度に蓄積される過度の余剰基金の問題を生ぜしめる。

(3)

三つや四つに据置いた場合それ以上の所得を有する人々はその額について完全な自由処分の余地が與えられ、何個人の境遇や状勢に応じて住宅の購入や任意保険加入或はその他の貯蓄形態を通じて自己並びに家族のための保護と必要を満すよう計画を樹立することが出来る。例えば農民や独立企業家等の場合においては、個人的た貯蓄を行つて、それを自己の企業に投資していつた方が自己と家族の保全により完全に計りうるのであると。

(4) 保険される所得を引きあげることは、公私の退職制度を複雑化せしめる可能性がある。給付コストの増大を防ぐために税の引きあげられる場合、制度自体が危険に瀕する虞れが生ずるであろう。

(5)

税の引きあげが行われる場合、從来資本の投資基金を供給してきた私的貯蓄の減少を惹起せしめる可能性がある。この点については、例えば当初一%の税が課せられたが、これは決して任意保険加入を阻止した傾向はない、むしろ養老遺族保険給付の不充分を補足するためには任意保険加入を促進したような感がある。しかし、このことは課税所得額、税額、給付額の引きあげがいつまでも同様であるとはいえないであろう。

(6)

給付の基礎を所得の最初の三つや四つに引きあげることは、windfall benefit のコストを増加せしめることになる。カジアーアされる所得が高い程度は多額となるであろう。

前記した均一額の脊一な給付の提案者達は、このような制度をとる時は管理費が著しく節約さ

れることを指摘する。即ちすべての被保険者所得の記録、蒐計に必要な極めて複雑な計算上不可避的な網状組織の地方事務所の維持の必要がなくなるであらう。

### (3) 紙付方式

現行制度においては給付の基礎を保険期間中の平均月額賃銀において、まず第一に平均月額賃銀の最初の五分の一の四分の一に残額の二分の一を加える、その場合の残額は二分の一を超過することはできない。そしてカヴァーされた期間の一年についてこの合計額の一分を追加した合計額が退職者自身の基本月額給付となるのである。その他の給付はすべてこの基本給付に附隨するものである。基本給付の最低額は月一五弔である。すべての給付の合計の最高額は、いかなる場合に於ても八五弔を超えることは許されない。

以上は現行制度における給付方式であるがH・R・ニハニエにおいては次の如く修正される。給付の基礎となるべき賃銀は、現行制度の全期間中の月額平均ではなくて、最長の継続せる五年間の平均所得をとる。基本給付を決定する新方式に於ては、次の三つのファクターが含まれる、即ち、(1) 基本金額、(2) 継続ファクター、(3) 保険期間の長短、の三者である。それぞれのファクターについての説明を加えておこう。

先づ個人の基本金額とゆうのは、平均月額賃銀の最初の七五弔の五%に次の三三五弔の一五%を加えたものと意味するのであつて、この基本金額に継続ファクターを乗ずる。個人の継続ファクターとゆうのは保険開始以後の加入年数を彼の経過年数で除した商を意味する。

だからこの場合保険開始から大五才に至るまで継続して加入していた者の継続ファクターは一〇%であるとゆうのである。次にこの基本金額に継続ファクターを乗じたものに保険年数の一年につき基本金額の一%を加える。以上がH・R・ニハ九三における新給付算定方式である。

(註) 婦人に対する養老給付年令は大〇才とすべきことを提案していふ。

以上の如く給付方式を修正する結果は当然給付とコストを著しく高額たらしめることになる。であろう。また債幣債銀水準が除々上昇するならば、その結果は婦人ど完全に給付額の上に反映するであろう。それはこの提案では最良継続せる五ヶ年間の債銀の平均を給付の基礎とすることによるものである。ハづれにしてもこの新方式による時は給付額の増大とこの制度のコストの増加をもたらすことは確かである。

以上のようなH・Rニハ九三の給付方式に対するH・R・大〇才の方方式について略述しておく。H・R・大〇才においては、最良の継続せる五ヶ年間の平均債銀に給付の基礎をおくことに反対であつて、現行の平均債銀の方法を固守している。たゞその場合平均とする方法に多少修正を加えている点が異なる。この場合における基本金額は月平均所得の最初の一〇〇弗の五〇%に残額一一〇〇弗を超過することは許されない。の一〇%を加えたものである。保険期間中の一年につけて基本金額の一%を追加することとは現行法の行つてゐる点であり、またH・Rニハ九三低基本給付は現行法の一〇弗に対しH・R・大〇才では二五弗となる。

のよう毎給付方式による場合の給付の増加状態について予算委員会は、一九四九年以降に退職

する人々は、新方式によつて給付を算定される結果、大体今日の支払給付額の倍となり、既に退職せり人々については平均して七・〇%増加するのであつて、増加の範囲は最高給付群に対する五・〇%から最低給付群に対する一・五・〇%に及ぶであらう、と述べてゐる。

少數者報告は、現行の三・〇%の拂限度の保持、保険期間の年数に対する増加の廃止と、最高の継続せる十年間の平均賃銀を給付の基礎とするなどを出張してゐる。多數者報告も少數者報告もH・R・三・八九三における如き四・八〇%拂の高水準案は全然採用していない。

#### (4) その他の給付

H・R・三・八九三における最も急進的な修正は廢疾給付の規定である。即ち全部廢疾、一時廢疾と母性に対する給付である。その他十八才以上の廢疾児童や廢疾の夫や難夫についても規定されている。

このような廢疾労働者やその扶養家族に対する規定は、社会経済的見地よりみて確かに正当な根縁を有する重要な施策ではあるが、他面においては、かゝる給付の管理には極めて困難な事情が伴うものであることは特に注目すべきである。

例えばこの給付には滥用の危険が極めて大であり、また政治的、心理的因素が廢疾保険コストの決定に重大な役割を演ずるため、コストの推定が極めて困難であるとするが如き難免があるのである。しかし、このような廢疾者が自己と家族の生計のために何かねばならぬ社会経済事情に應じてその給付を規定することはあくまで必要であらう。

H・R・六・〇〇においでは、保険制度の下に永久、全部廢疾のみを規定している。即ち公共扶

助制度の下におけると同様に、養老・遺族保険の下においても永久、全部廢疾を規定しているのであるが、保険支払を受けろ資格がないか或は補足的援助を必要とするような困難廢疾者にのみ扶助支払が行われるのである。

委員会は社会保険制度における現在のギャップを埋めるためた保守的な廢疾保険を勧告してゐる。また少數者報告においては全部、永久廢疾給付は、公共扶助制度においてのみ行わるべきと上を勧告している。

#### (5) 資格を得べき條件

養老給付を受けたための資格について現行法は、一九三六年或は廿一才以後たゞいて六五才に達する迄にそれぞれの二経過四半期について一暦年四半期の保険期間 one calendar quarter coverage for each two elapsed quarters を必要とする。そしていかなる場合においてもも保険期間については四や四半期以上を必要としないと規定している。

H.R. 二八九三はこの條件を緩和して一九三六年或は二一〇に達した後その四半期以後におけるそれぞれの四経過四半期について保険期間の一四半期以上とし、かついかなる場合においても大四半期以上とすべきことを提案している。その理由は、現行規定が過酷に失することと、出来ただけ早く給付を受領せしめるためである。

このような條件の緩和は当然、この制度に割合お多く加入し、しかも高資格を得るには若すぎるとような人々にウインドフォール・ベニフィットを與えることとなる。即ちこのような人々は養老給付のコストに対して極めて僅少の課税を行うのみであつて、彼の受けた給付の大部は、その他の

人々の負担する税によつて支払われることに厚くからである。

このような資格条件の寛大化はコストを著しく増加せしめることは当然である。

(6) 婦人に対する特殊規定

婦人の退職年令は現行法においては男子と同様六五才である。H. R. 3893はこれを六才に引き下げることを提案しているが、このことは通常平均して妻は夫より数年若いとゆう事実からして正当であるといえるであらう。

本案の提案者達の方は、夫が六五才以降において退職した場合、妻に給付を受ける資格を與え、また夫が死後した際に六才又は六五才の寡婦の資格を與えることは望ましいと仰うたある。このような婦人の資格年令の引き下げによるコストの増加は一九八〇年にあつてカジアーラされた賃銀額の二%の十分の四乃至十分の六位であると推定される。

現行法においては、婦人はその他の人々の差別待遇を受けている。例えば婦人は男子と同率の税を払つていても拘らず、男子に比較して遺族、扶養家族に対する給付の支払を必要とするに至る点は少いのであつて、その奨基金に対しても與えられる賃銀は男子よりも少いのである。また既に退職して給付を受けている夫を持つ婦人が退職する場合、彼の女は自己の退職による給付と夫の給付との浦者を受けることはできない。これが多い方を選択せねばならぬのである。資格年令を六才に引き下げることは婦人に対する差別待遇の緩和に役立つであろう。

(7) 退職後にかかる收入について

現行法において養老給付は有給雇用から実際に退職した場合にのみ支給されるのであるが、たと

法定職種であつても月一五弗以下の收入を得てゐるにすぎない時は、養育給付を受けける資格を喪失しないことになつてゐる。之に対し H・R・ニハニ三は、この金額を五弗以下に引きあげることを提案している。

H・R・ニハニ三においては自営者をも対象内に包括し、また課税所得額を四八〇〇弗に引き上げることを提案している関係上、退職後にあつて許容される所得額について色々な問題が提起される事となる。

例元ば自営者には退職を命ぜられることがない。自己の能力に従つて欲するまゝにその仕事を継続することができる。この場合において自営者が六五才を過ぎて月額五〇弗以上の收入がある場合は、たとえ養老給付を受ける資格があつても之を実現することはできない。

之に対して私的年金契約や退職制度においては通常、(1)退職の如何に拘らず特定年令に達すると年金支払を開始すること或は、(2)その特定年令以後に退職を延期した場合、實際に退職する際に支払年金額を増額することを規定してゐる。このように任意制度の下に於ては、個人的の事情環境に応じて調節しうるだけの彈力性が残されてゐる。自営者は所得の減少を相殺するために、或は又健康その他の理由で仕事の強度を引き下げるために、大五才で始まる年金を利用することができる。年金受領を大五才以後に延期することは、退職後の所得と従来の所得との間の差を減少せしめる上になる。されかま選択せねばならぬことなると、自分と家族の利益の美少シム、仕事を從来通り継続しようとするであろうし、又退職するよりも仕事を継続して所得を稼ぐことの方が満足の

大なることは一般に益々認識されできた。他方において人口の漸次的な老令化と共に自営者が退職しないで、出来る限り永く仕事を継続することが益々重要となるであろう。

退職後給付を受ける際、別途收入を認めるいとゆうことは國民の生産力を減少せしめ養老遺族保険のコストを増大せしめる傾向がある。又六五才以降における自活意欲と活動の継続を挫折せしめるであろう。

人口的老令化現象と共に生産力拡大のためには、老令者が隠退することなく活動を続けることが益々望ましいものとなるであろう。経済機能の障害に基いて一時的に労働過剰を生ずるが如き場合に於てのみ政府の退職奨励策は正当であると言えるであろう。要するに政府の目的は、老令者の隠退を勧奨することではなくむしろ彼等のために適切な私業の創出を促進することだなければならぬ。

H・R・入のりに於ては、課税と給付の基準は、三八〇〇歩となつており、農民や主な専門職業人には適用されない。この点でH・R・二八九三における批判を避け人としている。

退職後にあいで認められる所得は、現在の一五歩を七五才で退職せる者に対する五〇歩に引きあげることを勧告していゝ。七五才以後においてはこの制限はなくなる。

## II 提案された制度のコスト

以上で我々は提案された制度が現行法と異なる重要な諸点を簡単に述べると共にそのコストに及ぼす影響について論じてきたのであるが、H・R・二八九三において提案された如き養老遺族保険制度に要するコストを正確に推定することは不可能に近いのである。

この理由は、コストを決定する要因である変数が非常に多いことである。その変数のあるものは自然的要因でありて、之を過去の経験に基いて公正な予測を行うことは、ある程度可能であるのに反し、その他の変数は、政治、経済的なものであつて、長期的な経済的、政治的予測を行ふことは殆んど不可能である。

このように変数には大まかに分類すると自然的なものと政治経済的なとの二大範疇になる。コストに影響を與える自然的変数の主なるものとしては、大体次の五つが挙げられる。(1)死亡率(2)出生率(3)結婚率(4)廃疾率(5)人口の年令別構成。更にこの五要素については、性別、人種別、年令別、或は夫婦関係別分類を行ふ必要があるであろう。

政治経済的因素の主なるものとしては、(1)所得水準、(2)所得別分布、(3)物価七生計費水準、(4)雇用の範囲と持続期間、(5)退職性向へ給付受領資格者の寺である。

過去の歴史においてこの二大範疇の要素は、景気変動を媒介として相互に締めて密接な依存関係を示して来たことは注目すべきである。即ち政治経済的因素は景気変動／＼好況と不況／＼によつて深刻な影響を受けた。換言すれば不況は所得、物価の低下と失業をもたらし、好況はその逆の現象を生起せしめたのであるが、又更にこのよう景気変動は以上のようない政治的経済的因素の変化を通じて出生率、結婚率に影響を與えたのである。そしてその結果保険制度においては廃疾給付受領者数によつて表現される廃疾率に対する顕著な影響を及ぼすことは充分推定されるとこうである。

例えば廃疾保険のコストに関する保険会社の算定の基礎が一九三〇年代の大不況のために脅やか

されるに至つたことによつて、さう一端を窺へ知る事とがござるであらう。

次に H.R. 二八九三の制度下に要するコストについて、社会保障監理部のアクチユアリス課（The Actuary's Office of the Social Security Administration）が行つた推計表を掲げみよう。

⑥ H.R. 二八九三の受益者数とコスト

暦年	受 益 者 数 (千)	給付金額 (百万)	賃銀に対するコストの比率
一九六〇年	七八七三	一三三一	低コスト
一九七〇年	一七五八	一七、八七一	高コスト
一九七八年	二四、九九三	二三、八二一	低コスト
一九九〇年	一七、七四一	二七、二三〇	高コスト
二〇〇〇年	一九、一六〇	三〇、六六六	低コスト

参考 The cost and Financing of Social Security, P. 27.

推計コストの基準には低コストによる場合と高コストによる場合の二個の推計方法を使用してあり、いづれの場合においても前得水準を大体一年前のものをとつてゐる。尚この表には遺給・廢疾等

付のコストを含んでいない。

本表によつて知りうる最も顕著な事実は、給付コストが毎年恐ろしく増大してゐる点である。総給付コストは、一九六〇年の四七億乃至七二億弗から二七〇〇年の年には一三三億乃至二〇六億弗に激増してゐる。即ち大体三倍近くの増加率を示してゐる。償銀に対する百分率で示したコストは、一九六〇年の三・二一%乃至四・九三%から、二七〇〇年には、七・〇七%乃至一三・四〇%に増加してゐる。

受給者数は一九六〇年の七九〇万乃至一二三〇万から二七〇〇年の八一九二〇万乃至三〇七〇万に激増してゐるが、この二七〇〇年の数字は低コスト水準においては一人につき一人足らずの受給者率、高コスト水準においては大人につき一人以上が割合となつてゐる。

この制度の下に支給される給付は、(1)老令、(2)遺族、(3)廢疾(廻廃疾給付を除く)の三種に分類されるが、それについて償銀に対する百分率で示すと次表の如くなる。

(一) 給付形態別相對的コスト(%) H・R・二八九三(一)  
— 債銀に対する百分率 —

暦年	総			老令	遺族	廻廃疾	
	低コスト	萬コスト	高コスト				
一九六〇	三・二一	四・九三	一・五六	二・八八	一・三五	一・二九	一・三〇
一九六一	三・二二	四・九三	一・五六	二・八八	一・三五	一・二九	一・三〇
一九六二	三・二二	四・九三	一・五六	二・八八	一・三五	一・二九	一・三〇

九七〇	四八二	六九六	三四一	四二六	一九八	一七〇	六四二	一〇九
九八〇	六〇九	九〇五	三三四	五九二	二三九	二〇四	〇四六	一〇九
九九〇	六九二	一一七三	三九三	七七三	二五三	二一八	〇四七	一一〇
一〇〇	七〇七	一二四〇	四一四	九〇四	二四五	二二八	〇四九	一一八

### 備考 前掲書、二八頁

これら三種の給付のうちで最もコストのかかるのは養老給付であり、次は遺族給付であつて、廃疾給付は比較的僅少である。例えばニヨンヤ年にあいでは一〇〇歩につゝ四九仙乃至一弗一八仙の割合にしか当らない。しかし、この表に見えては廃疾コスト推計の資料が不充分であるため、實際はおそらくこの数字とかなり上廻るであろうと予想されてゐる。

養老遺族保険制度において給付支払が第一の重要コストであることはさう違もないが、管理費のコストに占める役割も忘れられることは毎らない。例えば本制度においては、政府は次の如き管理事務を遂行せねばならない。

- (1) イヤード一ヶされた特別税の徵集
- (2) 給付受給資格者の決定
- (3) 給付支払の実施

(4) 加入者の所得に関する完全な記録との保存

(5) 加入者に身分関係や支払についての情報提供

終付の基礎を所得ばかりことは、このように膨大な管理構造を必要とするのであるため、管理費は高いものとなる。

管理費については、次表の如く推計されてゐる。

◎ H・R・三八九三の管理費（百万弔）

暦年	低コスト	高コスト
一九六〇	一一三	一八九
一九七〇	一六二	二〇四
一九八〇	二〇四	二六〇
一九九〇	二四〇	三三七
二〇〇〇	四〇六	四五〇

備考 前掲書二九頁

次に予算委員会がH・R・六〇〇〇と現行制度の両者のコストについて行つた比較推計をかゝげ  
てみよう。

◎ H·R·大ロのと現行法の給付支払コストの比較（予備的推計）

暦年	賃銀に割する百分率	金額(一〇倍)
	H·R·大ロの	H·R·大ロの
一九五〇	一・九	一・七
一九五五	一・六	一・三
一九六〇	一・一	一・一
一九六五	三・二	三・八
一九七〇	三・一	二・九
一九七八	四・三	三・三
一九八〇	四・八	三・九
一九九〇	五・五	四・三
二〇〇〇	七・六	八・四
	六・二	六・八
	八・一	一一・七

準保険料

二分利の場合

二分二厘五毛の場合

四・四五  
四・三五  
大・四五

備考 前掲書二九頁

H、R、大の上に基いた場合のコストを現行法における場合と比較してみると大体二倍足らずの増加であるが一九六〇年と一九七〇年は二倍以上となるつてある。

H.R. 大口の給付別コスト（債銀に対する百分率）

標準保険料  
二分利

三・七

一・五

一・四

一・〇

九

八・四

八・一

七・九

六・二

備考

(1)

右は、 $\pm 5\%$ 以下を示す

(2) 前掲書三〇頁

尚、参考のためH、R、二八九三、大々々並びに現行法の三者について、其の給付又松コスト  
前掲諸表によつて集合して比較してみよう。

◎ 三制度に於ける給付コスト比較

年	現行			H・R・二八九三		
	賃銀百分率	金額(二〇億)	賃銀百分率	金額(二〇億)	賃銀百分率	金額(二〇億)
一九五〇	一・九	一・七	一・一	一・一	一・三	一
一九五五	一・六	一・四	一・二	一・二	一・六	一
一九六〇	二・一	六・八	三・二	三・八	四・〇	五・九
一九七〇	三・一	二・九	四・八	六・二	五・八九	九・二

一九八〇	四・三	四・三	六・二	八・四	七・五七	一二・三
一九九〇	五・五	五・八	七・六	一〇・六	八・九七	一五・二
二〇〇〇	六・二	六・八	八・一	一一・七	九・七五	一六・九

備考 H・R・ニハ九三の債銀百分率ならびに金額は、いずれも低コストと高コストの両者の平均をとつた。

債銀に対する百分率についてみると、ニセ〇〇年において現行法では六・二%であるのに対し、H・R・大〇〇〇では八・一%、H・R・ニハ九三では九・七五%、換言すれば、H・R・ニハ九三では一〇〇%の債銀に対しまで約一割の高率に達する。

また金額についてみると、現行法の大八億に対しH・R・大〇〇〇では一一七億、H・R・ニハ九三では一大・九億弱となつてあり、H・R・ニハ九三における給付コストが最も高いことを充分大承している。

## 第二章 失業補償制

社会保障制度各種の中でも、失業の形態の中では、失業補償の制度はコストの推計と云う点からみると最も困難な部類に属するものである。

その理由は、廃疾、疾病、老令、死亡等に対して保険する制度においては、このような事故率の統計的把握が可能であるため将来的コストの推計も合理的な確実度をもたらすのであるが、之に反して失業補償のコストについては過去の経験率に基いて将来コストを推計することは殆んど不可能であることに至るものがであろう。上中うのは、失業補償のコストを決定すべし要因が政治経済的のものであつて、それは景気の変動や政治の動向に伴つて変化するからである。本章においては、主として現行制度とその過去の経験について叙述すると共にこの制度の将来のコストに重要な影響を及ぼすべき要因について簡単に説明を加えてみよう。

### I 現行制度

失業補償制は元来アクチュアリの原理によって発展せしめられたもので多くは経験的実験的な方法によつたものである。

社会保障法が一九三五年に制定された際、議会は八人以上を使用する法定私種のすべての雇主に対するその賃銀額につき三%の税を賦課したのである。これは課税收入を以て失業の影響の緩和を目的とする補償制度を運営するに充分であると想定したものである。しかしそれは決してすべての失業に対し補償を行う考え方や計画は最初から持つていなかつたのである。

法定の職種における雇用人に對してさえも長期の失業の場合はこの制度以外のなんらかの方法で補償すべきものであると考えていたようである。

元来、失業補償制度は社会保障法制度の際、憲法上種々な問題があつたため、各州をしきこの制度を採用実施せしめる方法をとつたのである。

八人以上使用する雇主に課する三%の聯邦税は、失業補償を期るためにイヤーマーカセル特別税ではなかつた。この税收入はその他のすべての税と全く同様に一般勘定歳入として國庫に払い込まれたのである。しかし、もし州が本法の規定に従つた補償プランを採用した場合は、その州の雇主は外税として失業補償にイヤーマーカセルされた金額について聯邦課税債銀の最高二、七%までは聯邦税を相殺してもらうことができる。また州に経験料率制（experience rate control）或は個々の雇主基金（individual employer funds）採用の自由を與えられた、社会保障法は、州法においてから制度を採用した場合、雇主は連邦税に對して、このような方法によつて生じた州税の蓄積額を最高二、七%まで相殺することができると規定している。

以上の如き制度の下に各州はコストに影響を及ぼすいくたの重要事項を決定する。たとえば、

### (1) 純付額とその支払拘束期間

(2) 純付支給の條件、次の如き要素を含む。

- (a) 資格を得るに必要な基本期間中の所得額、各州が基本期間を決定する。
- (b) 待機期間、即ち給付を受け始めの権利を有するに至る迄の失業期間。
- (c) 本法において規定された制限内において、使用者が給付を受け資格を喪失するが如き

使用人の行為或は彼がメンバーとなつてゐる組合、或はとの他のグループの行為、このよう  
な行為からびに之らの行為に対する罰則は、外によつて異なる。

### (3) この制度たる経験料率制を採用するや否や、採用する場合の実施制度

この項目すべきものは経験料率制であるが、これはコストを軽減せしめる傾向をもつてゐる。これは雇主に対し、何等かの形で職業率に差別を認め、例えば雇主の功労や過去の職業状況、特に過去三ヶ年間におけるその雇主の被用者の失業率を斟酌して雇主の負担を軽減せしめようとする制度である。換言すれば雇主の租税負担を彼の事業における失業率に比例して増減せしめ、失業防止の努力を彼等に奨励するものであるといわれる。

この経験料率制と行政に関する雇主の関心は、本法においては、雇主に対するのみ課税されると云う事実たるものであろう。

いづれにしてもこのような制度の基底に流れる思想は、多くの場合失業は個々の雇主の力の及ばない原因に基くものであり、従つて保険コストは社会全体の負担すべきものであり、これは雇主に課税すれば雇主がそのコストを一般消費大衆に転嫁することによつて達成しようと云うのである。

(註) アメリカ社会保障法では、たゞ雇主に対する課税のみを問題とし、被用者に対する課税は自由にしているため、大部分の州が被用者に課税しているのは、僅かに例外となつてゐる。(R.E. Paul, *Excitation for Prosperity*, 1947, p. 25)

## II 発足以来の歴史的経過

三二

失業補償制は実施されて以降アメリカ経済は益々順調な発展を辿つてきたり、め、深刻な試練を受けてないでいる。しかも社会保障法においては、充分な補償準備金を蓄積するため、繰入が開始され、以降二年以内に生じた失業に対するは、補償の支払を禁止した。更に他方においては、この二年を経て間もなく第二次大戦前の準戦時代に入つてアメリカは民主主義の兵器廠となり、次いで世界大戦に突入し来つたため、アメリカの雇用と所得は未曾有の高水準に達したのである。その結果、補償を復くべき失業は最低限に低下し、戦後においては一時景気下落に基く大衆失業の発生が懸念されたが、それも顕現せず、かくて一九四八年には財務省における準備金は合計七〇億ドル、一九四九年四月末には八二億ドルを超過するに至つた。従つて過去十年間ににおけるアメリカ経済の順調な発展の下においては経験料率制による控除が行われて現在の課税は高きに失すると云われる理由があるのである。

このような発展的経過の下に外はその立法を通じて制度の調整を行い、給付額の増加、給付期間の延長を行つた。

またある外は、新た雇主の税負担を軽減するため、経験料率制を採用したし、或は又従来この制度を採用していいた所では、雇主の失業記録の順調化と共に実際の税率は低下していったのである。

(註)

メリフト・システムをとる外は一九四一年に於て三八外に達しているが、その実際に採用していける方法は次のものが最も多い、即ち、雇主毎に別々の勘定が設けられて雇主の払う税は

それが此の勘定の貸方に記入され、失業補償給付はこの借方から支払われる。

この差額が失業指數と存るかであつて、一定期間内に保険料（Premium）として支払われたもので、この勘定の残額を割つて商が経験率（Index of experience）となる。二、琳ガニの方法を採用している。

### III 失業補償制の基本思想

社会保障法が採用された当時、失業補償制の主張者達は、單一の税と單一のアトル基金をもつた聯邦管理の制度の採用については全然考慮していなかつたのである。その理由はたゞえこのような法が試金を通過しても大審院によって違憲判決を受ける虞れがあつたからである。その結果既に述べた如き琳ガニが汎な自由裁量の権限を喰えることになつた。しかしその後大審院の判例によつて、このような憲法上の疑義もいくつか解決されるに至つたため、聯邦制度とともに実施を主張する人々は今を強力にその実現に努めつゝあるのである。

國民的な聯邦制度を採用するときは、コストに影響を及ぼさないかのアタマーハウスは当然著しく齊一的の形態をとること、否も。これのアタマーハウスについて簡単に触れておこう。

失業補償制の聯邦制度化を主張する論者は從来経験料率制に対し、ずっと反対の態度をとつてゐる。彼等の主張の論理は一産業における失業の大部は、その産業の雇主達が殆んど支配力を持たない多くのファクターの結果であると言ふにある。更に又鉄鋼、石炭の如き基礎産業は不況期においてはその失業率は比較的高率であるにも拘らずその他の産業はその本業の性質上、雇用が安定してゐると云うように産業によつて著しい差異があるため、過まれた安定した雇用を持つ産業に

対しては控除を行うことは不公平であるから、すべての産業に対する一定率の税を課して負担を分散すべきであると云う。

国民的な制度となつた場合、都市的工業的部門では、生活水準と生計費が高いため、給付の寛大化、引き上げが主張されるであろう。まことに、また給付の低い他の産業と競争的立場にあるこれらの部門の雇主達は、競争者達の労働コストを増加せしめような方策に対しても反対しないであろうから、おそらくそのコストは現在の平均より高い水準に向うものと思われる。その結果一定水準の失業に対する失業補償コストを増大せしめることとなるのである。

国民的な統一的制度が行われる場合には、一定の術語について統一的な定義と解釈が必要とされる。以下では次の三つをあげておこう。

- (1) 正当な事由なし退職 (*Leaving a job without good cause*)
- (2) 廉切なる雇用 (*Unjustifiable employment*)
- (3) 労働意慾 (*actively seeking work*)

これらの用語は外法において通常広く定義されており、個々のケース毎に特定された意義をもつものとなる。失業補償においては主査が当然自由裁量の広汎な機会を持つこと、なることは注目すべきである。

正当な理由なくして离职すると云うことは、その事由が雇主の行爲によるものかどうかによる。雇主が使用人に离职の正当な理由を残さない場合、使用人はその結果としての失業に対し補償を受けるべき権利があることは一般に認められていて、雇主に帰すべき正当な理由なくして自己の意思で退

私した場合、その退職理由が正当であるならば補償を受けることができるであらうか。されば例えれば現在の仕事は面白くないにも拘らず我慢しているか、或は失望した者が満足できる取扱を求めるためにか、或はよりよい仕事と翻るこ冀えるとの信念を以て自ら退職したところ、新しい職場も獲得できず、旧い職場は既に充足され、復帰もできないと云うか心き場合である。

家事負担としている婦人労働者が雇主の在職希望にも拘らず家庭の事情で退職せねばならないような場合もその例である。

このような場合、失業補償を與えるべきか、厳重な管理が有りために過用が行われる可能性がある以上、このような場合の決定如何はコストに影響を與えることは充分考えられるのである。

第二カ「適切な雇用」も同様に困難に直面するのである。戦時中多数の労働者特に婦人は、平時ならば必要とするような資格を欠如しているにも拘らず高度の仕事に高給で雇用されたのであるが、戦後労働の需給変化のため多く労働者は、戦時中の過剰性有利な仕事を喪失するに至った。当然彼等は戦時中の仕事に匹敵するものをされし求めたのであるが、されば極めて困難であつて、多くの場合、戦前に於て從事していた種類、内容の仕事には容易に就職したのである。かくて多くの場合において雇主は一方において戦前からいた地元の労働者を求めてゐる時、失業者は戦時中の恩まれた有利な職を求めるため就職しえない失業補償を受けてゐるといふ變則状態を示したものである。仕事の適切性と云ふことは、補償を受ける者は積極的に取を求むべきであるとの要求と密接な関聯がある。雇主は労働者が戦前に占めていた種類の仕事の提供に対し、労働者が拒否する場合、彼等は積極的に私を求めてゐるとはいわれえないと主張する。これに対して使用者は、

仮に彼が適切であるとみるす種類の仕事が実際に少々かる見込がないとゆうことが一般に認められるとしても、彼が積極的に仕事を求めていることには變りはないと抗議するであろう。ある場合においては補償給付が税やその他経費を差引いた純所得に大体等しいと云うが如き場があるが、そのような場合には受給者は給付が消費尽されるまで敢えて仕事を就こうとしないかもしれない。極端な場合特に既婚婦人の間に於ては、個人的要要求に合致するような特有的な仕事が見出されるまでは受給者は就職しないとゆうのが事実のようである。更に極端な場合としては受給者が現実には法定外の職種に雇用されながら、実は法定職種の適切な仕事をあくまで求めているのだとの理由で補償給付を受ける場合がある。

以上の如き用語に対する法による定義のしかたにより或は之らの用語の内容を個々の場合に適用する場合の方針いかんに立つて失業補償コストは影響を及ぼさざらう。失業が經濟構成の欠陥や矛盾により或は雇主の特殊の行為により生じた場合にはのみ、失業補償給付支払うならば、コストは比較的少くすむであらう。しかし、個々の労働者が制度によって自己の私務を固守せねばならぬい圧力から或は失業した場合に自己と家族を扶養せざるよな仕事に出来ぬ早く復帰せねばならぬいような圧力から解放されるならばコストは増加するであらう。しかし、そのような仕事は望ましくないとゆう意味で或は誇りを保持するという意味において適切であるとはいえないであらう。

コストに影響を與える一つの要素として罰則がある。例えばある州では不当行為を規定して、この行為に基いた失業に対する給付を支給しないとか或は待機期間の延長を行つたりする。又多くのお州では労働争議に某く失業に対する失業補償を支給しないことを規定している。

二に問題になる点は現行連邦法においては雇主にのみ課税されるため、若干の外においては、被雇者に対しても課税する旨の方針で規定している。）彼等の直接の利害に反するような給付を支給すべきでないとの見解を彼等に主張せしめる根據がある。全体としての経済社会が労働力不足を経験しつゝある時代における失業者たの補償給付を支給すべきであるとゆうような見解がとられるならば、その場合なんらか他の形態の税を課することは、少くとも部分的に正当視されるであろう。この見解の説得性を認め、もし国民的な制度を実施する場合には、使用者の支払債銀等に課税すべきことが主張される。その場合には使用者は、彼等も税を半分負担していく以上たゞ元雇主の直接的な利益にはならなりとしても彼等の社会経済的利益の裏から給付を受ける権利を主張する立場をもつこととなるであろう。

外における失業補償を賄うべき方法については、國税法によつて次の三者のいづれを選択しても構わないことに規定されている。即ち、

- (1) 高度の個人的失業準備金或は個々の産業別準備金による方法であつて、この場合實際においては一般に小額のブル基金の方針があつて、すべての雇主が同一率の税を支払い、それによつてすべての給付が失業経験率に無關係に支給される。
- (2) 高度に社会化されたブル基金の方針があつて、すべての雇主が同一率の税を支払い、それによる税率は個々の雇主の経験とブル基金の財政状態によつて決定される。
- (3) 中間的なブル基金の方針であつて、それぞれの雇主は異なる税率で保険料を払込み、正確な税率は個々の雇主の経験とブル基金の財政状態によつて決定される。

以上の三種の方針のうち各州はいつづけの方針を採用することも自由であるが、これをアラスカ、

八ワイの二淮州とコロンビア区を含む五一地区へ四八州、二州（コロンビア区）についてみると一九四一年十二月末現在では個々の雇主準備金制をとるもの七地区、経験料率制によるブル基金は経験料率制研究の規定とともに一つの二つである。ところが一九四五六年六月廿日には四五州において経験料率制が規定されたに至った。そして個々の雇主準備金をとるのは七から四に減じた。

このように失業補償制度は財政的見地からみてアクチユアリの原理に基いたものではなくて、雇主の経験を基礎とする考え方を中心となつてゐるのである。

しかも、この税率は経験料率制によつて軽減することが認められたのである。実際の税率とその収入は時とは長期的な平均の年コストを表わすものとして使用されるが、しかし収入と支出が均衡すると云う保証はない。このバランスが傾きあつて巨額の準備金が蓄積される時は、この制度の給付支給条件の寛大化と税率の引下りを促進せしめることとなるが、立法行政を通じての寛大化政策はどのように失業水準を止めると増加せしめ、特に長期にわたる深刻な景気後退の際には巨額のコストをもたらすこととなる。

長期的友潔刻を不況に際しては、失業補償のコストは最高に達するが、次いで低下すると見解が主張されることがある。このような現象は、多くの被保険者がこの長期の不況の間に給付権を消費してしまひ、景気と雇用が回復改善されるまでは新しい給付権を販得しないことによるものであらう。この見解は、不況に際しては立派者は給付期間の変更は行わないが直ちに失業者に対する対

でなんらか他の方法と採用するとの前提を含んでいい。しかしこの前提は現実的でない。おそらく立法者は法を修正するであろうし、失業補償コストは、失業者に対する之に代る方法が発展せしめられるか或は経済が再び上向に転むるに至る時は、増加し続けるであろう。失業のコストと失業補償のコストは予測不可能である。

### 第三章 医療

全國民に対する医療サービスに関する聯邦政府の立法は現在までのところまだ実施されずに至らない。たゞ従来は一定のグループ例えは特に軍務に従事する者、復員者ならびに指定保留地に居住するインディアン（Indians living on reservations）に対するもののように医療サービスが行われてきたにすぎない。アメリカ市民の大部分は私的医療施設或は州、地方の諸州乃至慈善団体の税済を通じて医療を受けってきたのである。

もづと云ふこの数年間個人的医療分野に政府が参加すべき法案がいくつか試念に提出されたのであるが、これらの法案は分類すると大体次の二種類の範疇に属するものと思われる。第一は殆んど全面的な強制健康保険の実施を主張するものであり、第二は州に補助金を交付して医療費を賄いえない人々に適切な個人的医療サービスを行うべき包括的医制度の促進、発展に援助を與えるものである。

本章においては主として二のようないつづりプログラムのコストについて検討を行うであろう。しかしこの二のうちのコストを正確に予測するに足らざる資料がないため、以下では主としてコストに著しい影

響を與えるべきファクターについて論するであろう。

考察の対象となるコストは政府が負担し公共基金からの支払を必要とするものである。新提案においては、現在個人や私的代用が負担しているコストの一部は政府が負担することになるであろう。ある場合においては全額負担を生ぜしめる事もある。されにこそ從来全然行われていなか個人的医療が行われると共に現在行われている医療の内容、範囲、期間が増加増大することは当然予想される。

先づ我々は強制健康保険に対するコスト・ファクターを考察し次いで補助金方法による場合のコスト・ファクターを考察してみよう。

### I. 強制健康保険におけるコスト

殆んど全面的な強制健康保険が実施されると從来の個人的な医療のコストの著しい部分は公経済から公経済に移管されることになるであろう。即ち現在個人をうびにその家族が医療に支出してかかる経費はこの制度の実施によつて著しい影響を受けるであろう。一九四八年においてこのような個人の医療並に之に関聯した項目の支出は、約七四億ドルに上つた。当時の令衆議院々民の処分可能貨幣所得（disposable money income）は約二四二四億ドルであつたから、この所得の三・七%が医療と之と関聯したサービスの支出に向けられたのである。これは年一人あたりの医療サービスに対する支払は五一ドル余に當る。

医療を行い、医療施設を持つ慈善代用や非営利的代用の行う経費や資本支出も亦この制度によつ

て影響を及ぼせるであろう。

現在の支出しはすべて直ちに公共経済部分に接管されるわけでは勿論ない。一部の人々は依然としてその治療費の一部或は全部を負担せねばならないであろう。どの程度この経費が接管されるかについてはフオーラ博士(John R. Hall)の行った推計がある。それによれば強制健康保険を実施した当初においては一人当たり三セント九弗であるが、この制度の完成と共にそのコストは五セント四七弗に増加する。この詳細を示すと次の通りである。

(2) 一人当たり医療費の比較、一九四八年(a)

項目	総人口に対する個人的支出	健保会員より一人当たり推計支出	一人当たり両制度の比較
総額(b)	一人当たり	開始年度	開始年度
総計			
（百万弗単位）			
医師	一九・五七	一九・五八	一九・五二
病院	一九・三五	一九・三六	一九・二二
歯科医	一・四一	一・四・七七	一・三・九九
看護人	二・四〇	二・三・八	一・五・四

医薬、器具、試験所		八八〇七	一二四六	三八〇	四七九	三〇五	三八四
(1) 調剤その他		一三九一	九五九	〇八一	一三一	八四	一一七
(2) 眼科材料、整形器具		四一六	二八七	一七八	一七九	六三〇	六二四
(3) 試験所		七	七	一三一	一七九	六三〇	六二四
整骨療医、手足病医、脊柱按摩治療その他		二七三	一八八	一	一	一	一
次のものに対する純支払		一	一	一	一	一	一
(1) グループ病院、保健検会		八八	〇六〇	一	一	一	一
(2) 傷害健康保険相互傷害療養検会		一五七	一〇八	一	一	一	一
Student medical fees		三	〇・〇二	一	一	一	一
調査		一	〇・一三	一	一	一	一
備考		一	〇・九九	一	一	一	一

- (a) 個人支出は商務省統計による  
 (b) 商務省調査による  
 (c) 労働者補償制度による医療費一四〇百万弗を含まず

(a) 聯邦政府外の病院（一般並に専門）において患者が支払つたと推計される二〇〇百万弗を含む

この項は医師或は病院のいづれかに包含されざる。

(b) "Annual Current Business" に示された数字につき、現金で支出される疾病（借銀喪失）補償、死亡給付等に対する推計管理費を除外するため三分の一に減額してある、之は公表された数字に含まれてゐるが、健康保険の推計コストにはそれと相応するものかない。

本表は一九四八年の物価並に所得水準に基づいて推計されたものである。

（前掲書四五頁）

◎ 一九四八年物価、所得水準に基づく健康保険コストの推計

病 院	医 師	總 計	金 額 (一〇億 佛)		開 始 年 度	開 始 年 度
			佛 四・六六	佛 六・三一		
一・三 五	二・二 八	二・五 三	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇
一・七 五	二 一 〇	四 八 九	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇	一 一 〇 〇 〇
	二 九 〇	四 〇 一				
	二 七 七					

歯科医	四・四七	一・二二	一・七一	一・七七
家庭看護	四・四八	一・一九	一・七	三・一
試験所、医薬、器具	四・四七	一・六〇	一・〇一	九・五
調査、教育	四・四一	一・一ニ	一・二	一・九

備考 前掲書四六頁

この革命的な制度の下に於ては個人の医療費は公共部門の負担に転嫁されることとなるのであるが、この提案の下にあっては、一定額即ち四八〇円を超えない收入或は所得に対する課税は雇主、使用者並に自営者(例外なく)に對し行われると共に、政府自体も一般歳入から繰出することになるのである。そして保険資格を取得するに必要な額と期間について講義をしたものは、すべてはそれ以上支払うことなく、保険制度に規定されたサービスを自己並に家族について受けができるのである。

(註) 現在の強制健康保険法案においては税の規定がない。税の規定を行うと上院の財政委員会に附託することが必要となるのである。予想される税は3%で、之に政府の繰出を加えて合計4%となる。雇主と使用者は、それぞれ5%と、自営者は3.5%を繰出する。このような方法で徴収される額は大体五六億ドルに達するものと見積られている。

理論上はすべての被保険者とその扶養家族は同じ條件の下にあいでは同質同量のサービスを受けれる権利をもつてゐる。しかし、何等かの理由でこの制度によるサービスを利用しなかつた場合、それ以外のサービスを全く自己の費用で受けることは自由である。例えば宗教上の理由で在宅の医療的な治療を信用しない人々や、或は教会の施設を利用する人々がある。このようない人々が加入して税を支払う場合、保険制度の下に彼等が希望するようなサービスを規定すべきかどうかは行政立法上の困難を問題と提起することになる。ハザレにしてそ規定されたサービス以上のもの或は以外のものが希望する場合は、少くとも特別のコスト (extra cost) を支払わねばならぬのである。

以上の如き支払方法の変化は、将来コスト上に著しい影響を與えるような新しいファクターを導入するに至る。その主なるものについて

(1) 保険の影響、(2) 開業医や病院の補償方法、(3) 管理費 (4) 保険基金から政府歳出へのコストの移管の項目に分類して考察してみよう。

#### (1) 保険の影響

強制健康保険制度の下においては、患者も開業医もコストについて考慮を払う必要がない。元来コストのために必要なサービスを受けることのできない人々にサービスが提供されるものである限り、コストの追加は保証されたものとみるとがざけるであらう。しかしこの制度の下に於ては多くの人々が全く問題とするに足りない重症に対してもサービスを要求する二事が推定されるのである。そのためには常にサービスを必要とする人々の専門的サービスの負担が低

下する」とが憂慮されるのである。かくコストが著しく増加することは、強制健康保険制度を実施せる国々の経験が示す通りである。英國から次に二十ジーランドは、その最近の実例である。

この制度の下においては開業医は患者の支払能力を考慮する必要はなくなる。患者が疾患給付或は一時的療疾給付を受けることができさえすれば、医師は長期の入院でも完全な静養とも指示することができるのである。高価なテストや手術は、従来は明らかにその必要が認められた場合とか、患者が充分な支払能力を持つている場合のみ行うことができたのであるが、この制度の下では自由に行うことができる。その上に経費のかからない処置で充分であるような場合は、余分の費用を負担せねばならない。場合にはおもらくこの方を選んだであろうが、(一)に於ても患者はむしろ高価な処置を選択する可能性がある。以上のようを理由で強制健康保険制度を実施してゐる国では開業医の使用する材料や方法について厳重な制限規定を設けているのが普通である。例えは英國に於ては、歯科医は一定の最低限度医は自由裁量で行いうるが、更に抜歯した治療または高価な治療を行ふ場合は、専門監督医の承認を受けねばならぬことになつてゐる。

## (2) 開業医補償の方法

強制健康保険制度の下において開業医を補償するには、次の三種の方法が使用される。即ち(a)手数料主義(着手料主義)、(b)人頭主義、(c)俸給制度の三者である。第一の方法は実施したサービスの内容範囲に基いて支払する方法であつて、現在主として私的開業医の行つてゐるものである。

しかし、強制健康保険制度の下においてこの方法を採るには所謂「医学の社会化」のスローガンに反するものであると共に過度のコストを生ぜしめる可能性がある。一方において問題とするに足らぬ軽症患者が診察を受けると共に他方にあって医師は、このようを患者に対して問題とすんで診察治療を行へ、不必要に長期に亘り治療を続行すると云うような弊害を生ずるのである。

第二の人頭式支払方法に於ては、医師が不必要的治療を行うようすることはなくなる。それは一定期間たつき彼のリストに登録された患者の治療につき定められた金額しかとれないからである。彼の登録簿が満員になると、患者をさうだけ満足させようと努力する。また軽症の患者が多くの時間をかけて治療を行ふかもしれない、そして不必要的診察のために眞にそれが必要とする患者に対する治療を妨害するかも知れぬ。しかしこれはサービスの内容に影響を及ぼすファクターであつてコストに影響を與えるものではない。

第三の俸給制度（契約或は補助金支払の方法を含む）は医療社会化の極印（Hochpunkt）である。このような支払形態は、人口稀薄な地区に於て医療サービスを行わねばならぬようない制度における附属性として必要であると考えられるであろう。サービスの対象となる人口数が極めて少いため、手数料主義も人頭主義も実施不可能である。民間の私的医療制度の下においてはこのような地区の住民は病気や歯の治療のために最も近い町元に掛けねばならぬし、また重病の際には充分な施設をもつ大都市まで行かねばならぬのである。

普遍的な強制健康保険制度が実施されると、このような地区の人々が、彼等が税を支払う以上、大都市の人々と同じサービスを地方において受けるべき権利を有するとの見解をとるのは当

然である。

実際においては、医療施設に充當じ得べき充分な専門家の要員を収容しえないかも知れないし、又このような地区に高度の能力をもつた専門家を割当しようとしても、彼等の利益に訴えることはできぬ、かも知れないが、政治的には政府は彼等の要求を充分考慮を払つてやらねばならぬのである。

手取料主義や人頭主義のいずれによることもできないような地区に於ては、俸給制による開業医の規定を設けることは、明らかにコストを増加せしめることになるであろう。

俸給制度或は契約制度を採用する時は、政府はコストを最大限に把握することができる。その理由は之によつて政府は医師に対する補償率を固定することができ、かつ個人的なサービスコストの重大部分をなしてゐるからである。公立学校の教師がこれに匹敵する好例である。

勿論開業医は、公立学校の教師と同様、俸給に対し不満である時はストライキを行ふことができる。

### (3) 管理費

政府の管理する強制健康保険制度は、それが中央集权的なものであろうと地方分权的なものであらうと、その運営には膨大な数の政府要員即ち、書記、監査官、検査官、監理官を必要とする。税の徵收や保険資格の決定に要するコストは全体で高いものにつくけれども、三の仕事は比較的単純であり慣例的である。この部分は養老遺族保険つそれにつき匹敵するものであつて、二の两者を統合することによつてかなりコストを節約することができるであろう。

年収料主義の下に於ける監査、検査は、それが厳密に実施されるならば複雑であり経費も高くつくであらう。と云つてその実施が適切でないと思はるに至るであらう。

ハづれの場合に於ても高いコストのために、管理上それ程コストがかからないと思われる人頭主義或は体給制採用の代運をはぜしめるであらう。しかし他方ににおいてはこれらの制度のいずれを採用しても商業運営との他の戦闘の熱意が足らないとか、怠慢であり或は能力が足らぬゝとゆうが如き不公平患者や家族から生ぜしめる傾向がある。

医師その他の要員の個人的行動に対しても同様に非難を受ける可能性がある。この場合不公平のあるものは、全く根據のないものもあるであらうが、あるものは訓練を必要とし或は矯正を要するものもあるであらうから、政府は調査の必要に迫られるであらう。従つて高額の管理費と想経験の多寡の要因が当然予想されるのである。

(4) コストを他の歳出に軽減せしめるニト

医療健康保険制度の管理者は、そのコストの一節を他の政府支出に負担せしめる特大保険施設の建設、設備、維持、雇用或は高価な治療材料の生産供給等の支出に負担せしめるニトによつて其の外見上のコストを軽減せしめざるをえないであらう。

一般に医療健康保険制度は個人が其の医療のために現在支出していける以上のコストを必要とするものである、との見解が広く行われてゐる。

コストの分布を支払方法の方がむしろ支出の高さに影響を及ぼすと主張される。けれどもこの制度の目的は、すべての人々に、例えばコストが比較的高くつく人口稀薄な農村地区に居住す

多人々をも含め医療切支医療を與えることにある。開業医の所得は急激に減少せしめでは存らぬ。かつ新規に開業した人々の所得は、少なリ増加せしめるようすべくである。以上のこととをいかにして実施するか、また比較的高い管理費の追加コストを現在の支出の限度内に、いかにして支払ひゆくかを見出すことは、中々容易でない。

ハづれにして現在の支出より遥かに高いコストを予期せねばならぬであろう。

## II 州に対する補助金支給制におけるコスト

州に聯邦補助金を支給する提案の目的は、困窮者に適切にして包括的な医療を確保することにある。このような制度たちいへば、個々の州は、必要なサービスを與える具体的な方法の決定において自由裁量の余地を充分に與えられる。

多くの州においては、既にかなり完全な適用範囲を持つ制度を樹立してゐる。患者が全額或は一部支払いえない場合その治療について私的病院に補償を與えるため公共基金を支出することは、別に異常な場合ではなくつてゐる。

この制度は、州或は地方政府が医療機関を運営すると云う責任、特に専門医を指揮統制する責任から解放してやると云う一大長所をもつてゐる。過去長年にわたり、州は長期の入院を必要とする廃疾、特に精神病、結核、更に最近には労働を不能ならしめる不治の疾病に罹る人々の治療、手術に対する責任を逐次引受けたに至つてゐる。

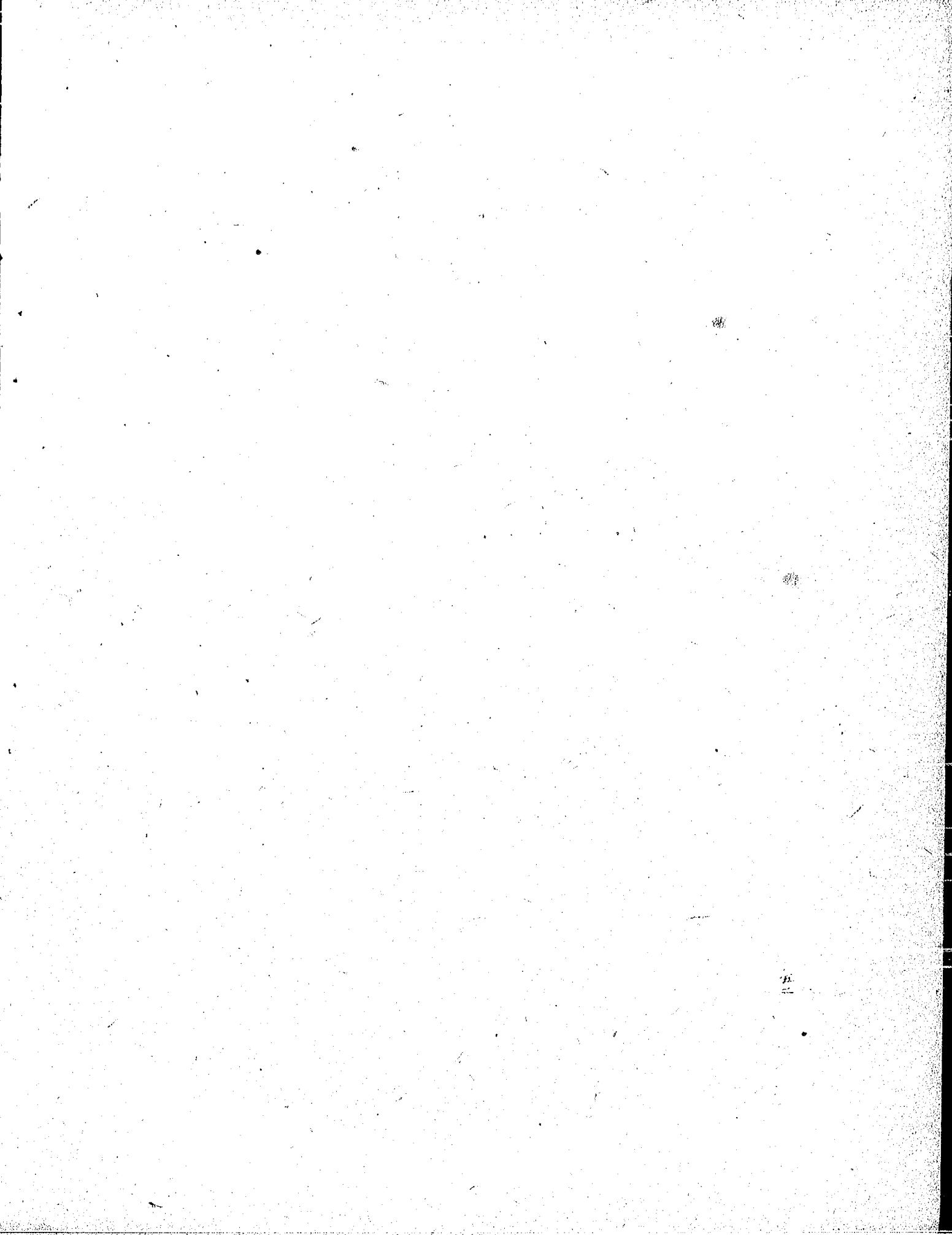
補助金制度の下においては、個人やその家族に対する直接のコストの問題は、サービスに対する

る要求に影響を與えるアクトとして廃除されない。毎々患者は自己の實力にて行なうるが如きコストの一部は支払わねばならぬ。ある制度の下においては、公的扶閥或は私的扶閥が病院や開業医に対し直接支払を行つて、個人に対するものはその支払能力に応じた賦税金によつて全額或は一部の償還を行なうことと認められてい。下院を通過したH.R. 1010においては、有資格者の医療に対する負担が行な支払に聯邦が参加することと規定している。

もし補助金制度によつて、病院が、全額支払いえない人々に對する医療のコストを全額償還して貰えならば、病院はその負担を輕減せしめることができるであろう。

非營利的扶閥は、今や人件費と資材と運送費の高騰のために、重大な事態に直面する玉つている。治療費を全額支払えない患者の医療によつて生じた損失の一部を補償するためには、このような医療扶閥はその他のすべての階級の人々に對しては率を引きあげねばならなくなつてゐる。困窮者に対する治療のコストが公共基金によつて組織的に賄われるならば、治療を眞に必要とする人々に対する負担もおそらく輕減されることであろう。

補助金制度の公共コストは、明らかに強制健康保険のコストより遙かに少額である。私的支払十公共支払は強制健康保険の下にありる公共支払よりおそらく少いであろう。その理由は個人支払の必要は患者らびに医師の兩者を抑制するからである。



## 第四章 公共扶助

本章においては困窮者に對して國庫から扶助金を支出するとゆう古い政府機能を取り扱うことと、國的としている。一九三九年以前においてはこの分野の活動は主として地方政府が單独で実行し、その支出を賄つてきたのである。経費支出の点からみると公共扶助の重要性は比較的小さい。一部はかゝる国家者即ち自活能力を喪失した高令者、幼弱者或は失明者等はその親戚が扶助する事が予想されたし、またある地方では宗教団体や地方団体がその基金を以て扶助を行つたからである。ところが一九三九年以降このような公共扶助は革命的な変化を遂げるに至つた。國民は現在では聯邦と州の協力によつて行われる高度に組織化された公共扶助制度をもつに至つた。そしてこの機能は地方政府予算においてのみならず聯邦及び州予算の重要な項目となつてゐる。

この現在の高度に組織化された制度の法的基礎は一九三五年の社会保障法に基いたものであつて、この法に於て公共扶助に対する聯邦の條件つき補助金が規定されたのである。一九三九年から一九三五年に至る間は大恐慌の緊急事態に対応するために應急の処置がとられた時代である。各州は前記の法の要求するところに従つて公共扶助の組織、財政、管理を規定したのである。もつとも個別の制度については州によつて多少の相違は存している。地方政府がこの制度の財政、管理に参加すべき範囲は現在では聯邦法の要求に従つて州政府によつて決定される。

公共扶助のコストについてはさしあたり社会保障法に基いて整備した制度にのみ限定して考察しよう。先づ第一節においてはその現状、その本質的要素、その支出を論じ、第二節においては一九三九年に具體化された擴張、修正についての提案を記述し、最後に現在ながらに將來のコス

トに重大な関係を有する次の五箇の問題について論ずるであらう。即ち(1)聯邦政府による補助金(2)聯邦政府の州支拂能力均衡化に対する限度(3)困窮を唯一の受給資格とする提案(4)手当額の大きさ(5)公共扶助と社会保険制度との関係と矛盾、H・R・6000の公共扶助についても章末において総約するであらう。

### 1 現行制度

現行制度においては聯邦政府は州が次の三つの範疇の困窮者に対して行う扶助につき一定の限度においてそのコストを負担する、即ち(1)老令者(2)盲人(3)聯邦法によつて規定された親等の親戚の者に扶養されていろ扶養児童の三者である。以上の三箇の原因以外の原因によつて困窮状態にある人々を扶養すべき責任は從來に云へると同様州政府或は地方政府の責任にある。州、地方政府はまに老令者、盲人ならびに聯邦から援助を受ける扶養児童の医療のコストー聯邦政府が分担する扶助支拂の限度内においてはこのような援助を与えることができない場合一を負担せねばならない。

聯邦が援助を与える上述の三箇の範疇に關しては、困窮に關する明確な規定を行つていなし、また公共扶助受給資格決定基準をも規定していない。従つてこの受給基準の決定については個々の州政府に廣汎な自由裁量の権限が与えられていろわけであり、この点、コストに対し重要な要因をなしていゝ。州が困窮の決定に際し立法上或は行政上考察せねばならぬ事項は大体次の如きものである。

(1) 認められるべき資産。老令者、盲人、扶養児童はたとえある程度の動産、不動産を所有しても或は年金所得、労働所得があつても困窮しているといふ場合がある。従つて受給資格に

対して認められるべき所有財産額或は所得額を州は決定せねばならない。その点について州毎に著しく異つてゐる。

(2) 親戚の責任。公共扶助が地方政府の負担で実施され廃れた時代においては、ある地方ではいやしくも親戚が扶助を与える資力を有する場合には地方政府が殆んど或は全然救済扶助を行わないで親戚にその負担を負わしめたのである。またある地方政府では先令の両親については子供達に扶養兒童については両親に、また兄弟姉妹については相互に扶助の責任を持たせるとゆう立法の下に運営してきたのである。現実の行政においては、法と聖書の教義と輿論に基いて親戚の扶助を実行せしめようとする方法が屢々とられたのである。しかし近代的制度の下においては州法によつて親戚の責任を負うべき限度を規定している。州は、扶養の責任を有する親戚があつたために受給資格を喪失するか、或は扶助を行うべきかどうかを決定するのである。

(3) 財産留置権。多くの州法においては不動産の所有は特に住宅として使用されている場合は親戚が責任を有するか否とに關係なくその所有は認められてゐる。ある州では、扶助額に対してもその財産を直ちにとりあげらか或は留置権を設定することを規定している。もつともこれは公共扶助の受給者がこの財産を必要としなくなつた時に始めて実施しうるのである。このような規定の存在は親戚がその財産に対する彼等の利害關係を保護するために醸出しようとする誘因を醸成する効果があるであらう。

聯邦法においては州が支給すべき扶助額についてもまた實際に支給される給付を決定すべき基準についても規定されていない。たゞ聯邦法は、それぞれの範疇について聯邦が醸出すべき最高手当

をきめていろにすがない、だから州がその最高額以上を支給する場合は、州自体がその超過分を全額負担せねばならないことによう。その最高額以下において州が支給することは自由であるが、その場合聯邦政府は州が現実に支拂う額を基準としてのみ駆出することになる。

まづ州は有資格の申込者に支給せざるや、額の總額を決定する。多くの州においてはいわゆる赤字予算の方法（*budget deficit method*）を使用している。この方法において州監理官は州法の用語を用うれば生活の最低健廉体衛維持水準（*a minimum health and decency standard of living*）に必要な諸項目とこの項目のコストを決定する。そしてこの予算からこれららの項目に該当しうる受給者の資産を控除する。その残額がいわゆる赤字予算（*the budget deficit*）であつて、個々の場合について扶助額として支給されるのである。だから申込者が資産を有しない場合には州法の認めた最高扶助額を受ける権利を有することになるのである。一部の州特に南部においては三箇の範疇に対する予算額は赤字予算を賄うに足らなかつた、即ち現実の裁定額は赤字予算よりも少なかつたのである。またある州では基金が不充分なため手当額を控分して削減し或は從來の有資格者の一部をリストから削除し或は新規申込者を拒否する等の方法で賄つてゐる。

聯邦政府が分担する最高支給額ならびにその範囲については次表に示す通りである。

### ◎ 聯邦の公共扶助支給參加條項 一九三五—四八

立 法		聯邦參加による個人月額支給の最高額		規定最高額内における聯邦支出分担額	
老令者盲人	扶養児童扶助	第一子	第二子以下	養老、盲人扶助	扶養児童扶助
一九三五年原法	三・四・中	一・八・中	一一・中	一・二・二	一・二・二
一九四六年修正	四・〇	一・八	一・二	一・二	一・二
一九四八年修正	五・〇	二・四	一・八	一・二	一・二
				最初の一五弁(平均)の $\frac{2}{3}$ 十 差額の $\frac{1}{2}$	最初の一九弁(児童一人につき平均) の $\frac{2}{3}$ 十差額の $\frac{1}{2}$
				最初の一三弁(児童一人につき平均) の $\frac{3}{4}$ 十差額の $\frac{1}{2}$	

備考 前掲書 五七頁

最高額ならびに分担の基準は社会保障法が一九三五年に制定された以来三回修正された。当初の法律においては聯邦の州に対する補助は一律の名で何等その間に平等化の要素は全然存在しなかつた。これを例示すると州が老令者に対し一つ弁支給する時、聯邦基金からはその $\frac{1}{2}$ 即ち五弁を受領するが、最高額の三つ弁支給に際しては二分の一の一五弁を受領することになる。しかしながらこの規定は一九四六年、四八年に修正され、州の支給基準の差異にあう程度の均衡化を与えるための方策がとられた。例えば一九四八年の修正法においては支給額の少い州は、多い州よりも高率の聯邦基金を受けろこととなるのである。即ち老令者扶助手当ニ・中を支給する州はその手当額の七五%を聯邦より受けろが、二つ弁以上を支給する州はその超過分については五%を聯邦より受けろにすぎないこととなる。だから手当額が大となるればなるだけ總手当額は増加するが、手当額が二・中

を超過した場合比率は遞減することになる。しかしこの方法は州の貧富や支給能力に全く基いたものではない。この制度の下においては州が聯邦から受ける援助額は個々のケイスについて、州が支給する扶助額とそのケイスの数によつて決定されることになるのである。もし聯邦政府が資格條件や手当額決定について均一な標準を規定し実施するならば、州に対する聯邦の支給額は有資格の個人や家族の数と規定された水準に達せしめるに必要な額によつて変化するであろう。その場合において、現在使用されたり伸縮比例性補助金制度の下においては州に対する聯邦政府の支拂分は團體によつて変化するといいうのであろう。このような方法は、各州が團體を定義し、資格基準と扶助額を規定する現在の制度とは根本的に異なつてくるであろう。この着しい相違は主として哲學の相違に帰しうるが、社会経済的に匹敵しうるような州の間においてこのようない差異が存在するのである。現行の補助金制度の下においては州は、國庫から、取得する公共扶助額を大体決定することができるのである。

公共扶助の分野の仕事に関しては聯邦政府は憲法の一般厚生條項の下に行つてゐるであつて、條件つき補助金を州に支給してその扶助事業の遂行を援助していくのである。公共扶助プログラムを直接管理する憲法上の権限を聯邦政府はもつていないのであり、聯邦政府が州のこなについての政策の決定の自由をどの程度制限しうるかは憲法上の問題であり、また實際上の問題である。上下兩院とも現行制度に対しても賛意を表してきたのであるけれども、州の政策決定権限を著しく制約する嚴重な聯邦規定の提案に対しては色々な異なつた見解ができるのである。

(○) 州別公共扶助の重要指標

州 名	聯邦基金 当り支出額 (一九四八)	一人當り平均年所 得(元四五一四七)	老齢者扶助、一九四八年十二月		扶養児童扶助、一九四八年十二月
			平均年給付 (b)	六五才以上人口 につき被扶助數	
西北部 ヨーロッパラント メー ン	佛五、五六	佛二二、三三八	佛五、〇四	二、二八	佛八、六、三
エニハントニヤー ツバサント マサチユーセツツ ロードアイランド コネティカット	四、九七 四、二六 五、三八 七、一〇 四、七四	一、〇八二 一、〇六七 一、〇九九 一、〇九九 一、〇九〇	四、一 五、一二 四、一九 七、三八 五、一九	一、五九 一、二九 一、七五 一、一九 一、三九	九、三三三
中部大西洋 ユーヨーク エニヨーニャー ペニシルバニア その他 デラヴェア	三・六五 一、一八四 三・六三 一、一七六 一、一五四五	六、六七三 一、四七六 五、二九 四、七六 一、〇七	一、四三 一、一九九 一、三三七 一、九九〇 一、〇八八	二、一 一、三一 一、三一 一、二一 一、一九九	一、一八 二、二一 二、二一 二、二一 二、一九九

メリーランド	三五六	西ヴアージニア	四二一	東南部	コロラドア区
インディアナオ	四一七	オハイオ	四二六八	インディアナオ	四二六八
中郎	四二一	四二六九	四二六八	四二一	四二六九
ルイジアナ	五二一	ミシシッピ	五二一	ケンタッキー	五二一
アラバマ	五二一	テネッシー	五二一	フロリダ	五二一
アイオワ	五二一	アラバマ	五二一	コロラド	五二一
オハイオ	四二六八	ミシシッピ	四二六九	北カロライナ	四二六九
インディアナオ	四二六八	アラバマ	四二六九	南カロライナ	四二六九
中郎	四二一	ルイジアナ	四二六九	フロリダ	四二一
コロラドア区	四二一	ケンタッキー	四二六九	コロラド	四二一
メリーランド	三五六	西ヴアージニア	四二一	東南部	コロラドア区

イリノイズ ミシigan	五、二五	一五一五	五〇六	三六四	一九〇	一八〇	一六三	一三三	一九〇	一九〇	一八〇
ウイスコンシン	五、四五	一三一五	五〇八	三七三	一六六	一六六	一一九	一三三	一九一	一九一	一九一
ミネソタ	六、二一	一〇九八	一〇八								
アイオワ	六、〇一	一〇四八									
ミズーリ	一〇・一	一〇九五									
西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部	西北部
テクサス	一六、六七	一三、九五									
オクラホマ	一六、九五	一六、七三									
西南部	一六、六七	一三、九五									
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ユーメキシコ	セ・セ・四	九五二	三九七	三四〇	一五九、六
アリゾナ	セ・セ・一	一〇七、〇	六二七	二九六	一一一、三
西北太平洋岸					三一
アイダホ	セ・一、二	一一五、四			
オレゴン	四・七、五	一一三、六	五七〇	一九七	一、三九九
ワシントン	一・〇・三、一	一、三七、三	七三〇	一、三一、一	一、一六、九
西南太平洋岸	一、一、三、六	一、三七、三	三四九	一、三一、一	一、一九、九
カリフオルニア	六・五、九	一、五七、五	一、三五八	一、三五、一	一、一五、九
ネバダ	五・二、〇	一、七一、七	一、三一	一、一五、一	一、一九、九
					一、一六、九
					一、一九、九
					一、一九、九
					一、一九、九

### 備考

- (1) 本表は一九四九年社会保障改正法に基いたものである。
- (2) 一九四八年十二月分を十二倍したものである。
- (3) (a) 聯邦参加なきもの
- (4) 本表は前掲書六〇頁

### Ⅱ 公共扶助制度の發展

以下に示す三箇の表は聯邦補助金が支出された最初の年の一九三六年以降における公共扶助の規模とその成長発展の姿を現わしたものであつて、聯邦、州の支出のみならず、聯邦政府が輸出をしてゐる「一般公共扶助」(General Public Assistance)をも包含している。第一表は總額を、第二表は受給者類を、第三表は平均月額支拂を示したものである。

總支拂額。一九四七年における聯邦、州、地方政府の公共扶助支拂は約一五億であつて、その内老令者扶助（約九億九千万）と扶養児童扶助（約二億九千五百万）が最も重要な地位を占めている。現在聯邦政府が輸出をしていない維多摩範疇である一般扶助は約一億六千五百万弗即ち總額の一割にあたる。困窮盲人に對する扶助は最も特殊な範疇であるが、その額は僅か三千六百万弗にすきない。

第一表 公共扶助總支拂額（一九三六—四七）（千單位）

年 度	總 額	老令者扶助	扶養児童扶助	盲人扶助	一般扶助
一九三六	六五六、七一三 <small>弗</small>	一九五、二四一 <small>弗</small>	四九、六五四 <small>弗</small>	一三八、一三 <small>弗</small>	四三九、〇〇四 <small>弗</small>
一九三七	八〇三、九四五	三一〇、四四二	七〇、四五一	一六一、七一	四〇六、八八一
一九三八	九八四、九八七	三九二、三八四	九七、四四二	一八、九五八	四七六、二〇三
一九三九	一〇四、八三四	四三〇、四八〇	一一四、九四九	二〇、七五二	四八二、六五三
一九四〇	一〇三、四九八四	四七四、九五二	一三三、三四三	二一八、二六	四〇、四九六三
一九四一	九九〇、二二二	五四一、五一九	一五三、一五三	二二九、一	二七三、六四九
一九四二	一九五、一五二	一五八、四三五	二四六、六〇	一八〇、五七一	
一九四三	九五八、八一八	一四〇、九四二	二五、一四三	一一〇、九七八	
一九四四	九三〇、二三四	一三五、〇一五	二五、三四三	八八、七六二	
一九四五	六九三、三五八				
一九五七					

一九四五	九八九、六八六	七二六、五五〇	一四九六六七	三六、五五七	八六、九一二
一九四六	一一八、二五九、五	八二二、〇六一	二〇、八八五七	三〇、七四八	一二、四、九二九
一九四七	一四八、五、七三五	九八九、七三〇	二九、四九六一	三六、二五二	一六、四、八〇三
一九四八	九八九、七三五	九八九、七三〇	二九、四九六一	三六、二五二	一六、四、八〇三

備考 (1)

*Social Security Yearbook, 1947, P. 64*によつてものである。

(2) 前掲書六一页。

(3) 一九四三年の数字はアラスカとハワイを含ます。

一九三六年から一九四七年に至る二十年間のうち最初の三年間は經濟復興が織についた時期であり、次の三年間は歐州における戦争と國內の戦争準備体制によつてかなり高度の雇用と部分的には勞働不足をもたらした時代であり、その次はアメリカが戦時体制にはいつた時期の三つの時代に區分される。最後の戦争時代は公共扶助に影響を及ぼす四箇のファリタードによつて特徴づけられる、即ち(1)完全雇用と高所得(2)軍務要員の激増(3)軍人の扶養家族に対する手当(4)価格水準の上昇である。戦後に持ち越された高度雇用は賃銀・物価を急激に上昇せしめた。戦争の終結に伴い召集兵が解除されると共にその家族に対する手当は停止されたが失業者には失業補償を与え、更に教育を希望するものならびにその扶養家族に対しては配慮を加えたのである。生計費の高騰のために政府が課出する公共扶助手当の最高額を増加せしめねばならなかつた。戦時中における州財政の改善によつて州は扶助予算を増加せしめることができたのである。

前表のそれぞれの数字はこれらの要素の総合的影響を明確に示してゐる。児童扶助と個人扶助の額は終始一貫増加の一途を辿つてきてゐる。児童扶助額は一九四〇年には約四億七千五百万弗

であつたが一九四七年には二倍以上に即ち九億九千万佛に激増している。

これに反して一般扶助支拂額は漸しく減退を示している。一九四〇年までは四億佛以上であつたが、それ以降急激に減退し一九四五五年には八千七百万佛に低下した。一九四七年には一億六千五百万佛に増加したがそれでも尚一九四二年よりも少いのである。

受給者数。戦時中受給者はいづれの項目についても減少を示している。戦後においては経済活動の高水準と巨額の復員者給付にもかかわらず、受給者数は一九四六年四七年においていづれの項目においても増加を示した。聯邦政府が援助を与える三つの項目についてはいづれも受給者は一九四七年に新記録に達したことは次表の示す通りである。

第二表 公共扶助受給者数 一九三六—四七（千単位）

年 度	老令看扶助	扶 養 家 族				畜人扶助	一般扶助(件数)
		扶	養	家	族		
一九三六年	一一〇六	一六二	四〇四	四五	一五一〇	一五	一九四〇
一九三七年	一五七七	二二八	五六五	五六	一六二六	一六	一九四一
一九三八年	一七七六	二八〇	六四八	六四	一六三一	一六	一九四二
一九三九年	一九九九	三一五	七六〇	七六	一七〇	一七	一九四三
一九四〇年	二九九九	三七〇	八九一	八九	一七三	一七	一九四四
一九四一年	三二三七	三九〇	九四一	九四	一七三	一七	一九四五
一九四二年	三四八	八四九	七九	七九	一七九	一七	一九四六
一九四三年	三二七	七九	七九	七九	一七九	一七	一九四七

年	農 業 生 活 扶 助	老 令 者 扶 助	公共扶助の目		平均扶助額 （一九三六年）	備考
			扶養児童扶助	盲人扶助		
一九三六	一一八・七九	二九・八二	二六・一	二七・五〇	六・七六	(1) Social Security Yearbook, 1947, p. 44.
一九三七	一九・四六	三一・四六	二六・一	二七・五〇	六・三九	(2) 一九四三年資料はアラスカ、ハワイを含まず。
一九三八	一九・五六	三一・九六	二五・二二	二五・二二	六・五八	前掲書六三頁。
一九三九	一九・三〇	三一・七七	二五・四四	二五・四四	六・三九	(3) 一九四三年資料はアラスカ、ハワイを含まず。

平均扶助支拂額。平均扶助支拂額は次表の示す通り戰前においてはかなり安定していたが、一九四二年以来は顯著な増加趨勢を示している。老令者扶助ならびに扶養児童扶助はいづれも一九四七年においては一九三六年の倍以上となつてゐる。

一九四〇	二〇・二六	三二・三八	二五・三八	二四・二八
一九四一	二一・二七	三三・六二	二五・八二	二四・四〇
一九四二	二三・三七	三六・二五	二六・五四	二五・二三
一九四三	二六・六六	四一・五七	二七・九五	二七・七六
一九四四	二八・四三	四五・五八	二九・三一	二八・七八
一九四五	三〇・八八	五二・〇五	三三・五二	三二・七二
一九四六	三五・三一	六二・二三	三六・六七	三九・四八
一九四七	三七・四二	六三・〇一	三九・五八	四二・七八

### 備考

(1) *Federal Security Yearbook, 1947, p. 114*  
 (2) 一九四二年はアラスカとハワイを含ます。  
 (3) 前掲書六三頁。

### III 新規案における修正事項

H・R・三八九二は現行扶助制度に対するいくたの修正を提案しているが、これはコストを著しく増加せしめるものである。その最も重要なものは(1)扶助対象へ範疇(2)聯邦政府が負担する最高扶助手当額(3)各州の一人当たり個人所得平均に基いて州の不均衡を是正せんとする計画(4)州をしてすべての困窮者に扶助を与えるような聯邦補助金の支給條件の強化に関したものである。これらの事項について簡単に考察してみよう。

H.R.三八九二においては各州が、個々の困窮者が扶助と自己の所得、財産によつて生活の必要な物を確保することができるよう標準を規定するプランを採用することが要求される。この提案においては困窮が唯一の基準になるのであつて、その原因は重要ではないのである。聯邦法に限る限り、老令者、盲人、扶養児童の如き範疇はなくなる。もつとも州が聯邦監理部によつて承認を受ければ、この範疇を使用することは自由である。

困窮者に対して行われる扶養の手当以外に医療の支拂を可能ならしめるために特別の規定が為され、現行制度においてこれらの三つの範疇に属する者が医療を受ける場合には自己の手当と財産からその費用を支拂わねばならない。更にそれ以上の医療を必要とする場合には州や地方の基金から支拂を受けねばならない。H.R.三八九二においては聯邦政府は公共扶助受給者の医療については州と分担することになるのである。聯邦政府が分担する手当の最高額は單身の場合五〇ドルとなる。同じ家族の住室内に有資格者が一人以上いる場合には第二番目のものについては五〇ドル、第三番目以下はそれより少しがれが最高となつてゐる。従つて家族内に四人の有資格者がいる場合、聯邦政府が分担する最高額は月一四〇ドルとなる。

聯邦政府が分担する割合は各州において均一なものではなくなるのであつて、ある限度内において州の平均一人当たり所得に従つて相違を生ずるであろう。しかし、いかに貧困な州といえどもその承認された扶助支拂額の七五名以上を聯邦政府から受領することはないし、またいかに富裕な州でも四〇名を下がることはない。そしてその州の一人あたり所得が全体の平均と等しい場合は、その州に対して聯邦政府は五五名を超出することになるのである。

H・R・ニハ九二の下において実施される州制度においては、扶助を希望する者にはすべてその機会を与えることとして扶助は即急に支給することを規定せねばならないことになつてゐる。資格や扶助額の決定はすべての個人に法の平等な保護を確保するような基礎の上に行われねばならない。州が承認されたプランを実行しない場合、聯邦監理部長はその州に対する支拂について財務長官に證明を行つてはならないことを規定している。この監理部長の證明拒否は全体としてのプランについてもまた從わなかつた行爲のみについても行われうるのである。

#### IV コストに影響を及ぼす重要事項

現行制度と新提案の企図せら修正事項の検討によつて、公共扶助のコストに重大な影響を及ぼす五箇の重要な問題が存することが分つた。それは本草の始めて要約した如く、(1)聯邦政府の補助金支拂方法(2)各州の支拂能力の相違の均衡化を聯邦政府が企図する程度(3)困窮を資格の唯一の基準たらしめる提案(4)手当額(5)公共扶助制度と社会保険プログラムとの関係と矛盾、これらのことそれについて既述の資料に基いて説明を加えてみよう。

**仲縁比例性補助金。**現行制度乍らびに新提案においては、各州が國庫から受けろ額の決定に際しては州は広汎な自由裁量の余地をもつてゐる。資格標準が寛大なればなる程その手当額は大となろし、公扶助に対する予算が大となればなる程、聯邦政府から受けろ補助金も大となろ。州が聯邦から受けろ額は、國民全體を通じて客観的に適用されろ均一の標準によつて制定されろその州の困窮の量と度合に依存するのではなくて、個々の州が採用する標準に依存するのである。州の困窮の量は明らかに困窮の定義に使用された標準に依存する。その標準が高ければ高い程困窮は多く、従つて

扶助のコストは大となる。

このような聯邦政府の伸縮性補助金制度は、州をしてその給付について寛大な政策をとらしめる傾向をもつていろ。しかも普遍的な非累出制養老年金に対する要望が今日増大しつゝあるがこれ以上この政策と共にコストを着しく増大せしめる危険が伏在していろ。

#### 一人当たり個人所得基準における均衡化

一人当たり個人所得の低い州がその公共扶助手当の六五%乃至七五%を聯邦政府から受けろことができるならば、州の政治指導者達は寛大な給付を大いに選挙運動の題目としてとりあげるであろう。州の一般目的のために充當される販売税は屢々深刻な批判を受けるのであるが、二五仙の支拂に対する聯邦政府からセ五仙の扶助が受けられるとならば、公共扶助のためにイヤーマーチさせれた販売税も大いに好評を博するであろう。

聯邦税も公共扶助のコストを着しく増加せしめるような州の運動に対して強い制約とはならないであろう。高率の補助金を受ける低所得の農業地帯の州においては、相当な連邦直接税を支拂う人々は比較的少い。一部の聯邦所得税の負担者は、寛大な支給方法は聯邦の資金を州に流入せしめ、州の財政改善に役立つとの根據の下に寛大な方法に賛成するであろう。

高所得の州は一体に年金思想を持つ傾向があるが、均衡化の方式はこのような州を制肘する傾向があるかどうかの問題が提起されねばならない。H·R·二八九二においては、一人当たり個人所得率がアメリカ全体の平均に対していかに高い州でもその補助金が四。名をくだることはない。普遍的年金制に対する運動は、一人当たり所得が國民平均よりかなり高い州例えばカリフォルニア州やワ

シントン州において強固な地盤を確保するに至つた。

以上述べてきたところは、資格、財産に対する考慮、親戚の責任、手当額等の決定の自由を州に残す制度の下において均衡化のために補助金を使用せんとする提案に基いたものである。もし開拓の範囲や手当額が普遍的な標準によつて客観的に決定される公基基金から賄われならば、均衡化の方法が使用されるかどうかの問題もなんらコストに影響を及ぼさないであろう。コストは固定したものとなり、均衡化は全く、これらのコストを賄う方法の問題と化するであろう。提案された制度の下においては、均衡化は貧困な州に対してコスト増大の一大誘因となるであろう。

手当額。過去においては、公共扶助手当あるものは、同じような身分の人々が社会において稼得しつゝある額より少額であるべきとの理論が行政当局にも一般にも行われていた。即ち当時の見解によれば、扶助手当は自活よりも扶助を希望せしめるような講因となつてはならないとゆうのである。今日では聯邦公共扶助管理部や立法当局は適切（~~のあだよどい~~）とゆうことを強調している。H・R・ニハニにおける州アーランば、困窮者が扶助、所得ならびに資産によつて生活必需品を確保しうるような標準を規定することになつてゐる。もつとも生活必需品とは何ぞやについては明確にされていない。

H・R・ニハニにおける手当についての最高制限は單身者は五〇弔、家族の住宅内に一人以上いる場合、第二番目のものについては五〇弔、それ以下一人毎に二〇弔となつてゐる。この最高率で支給することになると矛盾が生ずる恐れがある。たとえばアーランド・リコやヴァージン諸島或は零細農業で生計を立てゝる南部のある地方等では、最高額の手当を合計すると従来の所得を超過

するが如き大家族が非常に多いのである。

聯邦の社会保障監理部が、生計費や生活水準が地方によつて著しく異なることに対しても遅々諱にする傾向がないかどうかの問題が提起されねばならない。アーノト・リュツヴァルジン諸島における農業の減るな大都市とについてみた場合、高額手当は非常に相違したものとなつてくる。特に比較的所得の低い農村社会においては扶助を希望する者を増加せしめ、かくてコストを増大せしめるような結果を生ぜしめるであろう。

#### 困窮を唯一の基準とすること。

聯邦補助金制の下に扶助を支給する唯一の基準を困窮とすることはだしきに總支出を著しく増加せしめることになるであろう。統計の示すところによれば、いくつかの工業的専門において委員会、盲人、親戚の家庭内に扶養される扶養児童に対する扶助に匹敵するような規模での聯邦の補助を必要としない範疇に対して考慮が加えられつゝあるようである。しかしながら樹においては公共扶助に対する予算は専ら援助の公共を受けうる範疇に対して行われている。

コストの増加が一純然たる困窮者のケースに対してその必需品のために必要な金額でもつて扶助を与えることから生ずる限りにおいて、それは正當であるとみなされるであろう。しかし、おそらく新提案の管理運用はほんかに困難であろうし、また事實を確認することが困難である以上その監察も大いに難しいであろう。

扶助・社会・保険。今まで発達しきつた社会保険においては、その保険の包括対象は限定されてゐる。現在のところ人口中の大き年階級が除外されている、即ち特に農業労働者、自由労働者、私宅

にかけた家事使用人、農民、自己の計算で營業する人々等である。多數の零細農民、小作農民を含む自己の勘定で營業する人々等の所得は極めて少い。更に、養老遺族保険によつてカヴァーされた立場にありながら色々な理由でこの制度の下に永久に保険された資格を喪失しない多數の人々が、存在する。

養老遺族・廃疾保険に関する章において指摘した如く、包括対象を縮小して職業に関する課り税金にすべてを包含するような本制度の提案が行われた。賸出保険制度の下に広汎な包括対象の拡大をもつてしても、常に保険された資格を取得しない人々が生ずるのである。それ故に防衛の最後の一線として包括的な公共扶助プログラムが常に必要となるのである。問題は、公共扶助プログラムに残された負担がどの程度のものであるかとゆうことである。これが公共扶助のコスト決定の重要なファクターとなるであろう。

しかし、養老遺族保険の下に包括対象の拡大を行う提案には、それが賸出制であり、賸出は所得に関聯しているとゆう事実から生ずる二箇の困難が伏在している。先づ第一に、雇主が現行法から除外されている使用者から給與税をとることを差控へ、小企業に從事する自営者から徵收するとゆう機構は、現実の問題となる。第二に、公共扶助を受ける資格を有する人々は少くとも賸出を行ふ保険から受けうだけの給付を扶助制度から受けうことができない。例えば零細農民や小作農民が年々の賸出所得が極めて僅少であるため保険に加入できないような場合において扶助制度の下において何年間も賸出を行つてきた富裕農民と同様な状況の下にやつてゆけることになる。このような事態の下においては議会は強制健康保険を拡大して管理上の困難を生ずるような階級の人々や課税に反

対する多くの人々を包括することを禁しないであろう。

保険の包括対象の拡大が一方において論議され、他方においては公共扶助を極力普遍的な制度たらしめんとする運動は依然として活潑に行われらるであろう。勿論保険制度の給付支拂が扶助プログラムより多いことは事実である。されば、扶助プログラムにおいてはミニンズ・テスクトが使用されて受給者の資産が規定された水準に到達するに必要とみなしられる額のみが支拂わざるからである。ところが保険制度においては受給者の必要や窮状態のいかんにかかわらず給付を支拂うのである。そこで、資産の額によつて減額されることはないのである。従つて公共扶助制に代つて保険制度を以てすることはコストの点からみた場合なんらの節約とはならないのであり、そして扶助プログラムの将来のコストはこの分野がどの程度行われるか、この部門の割合けるべき分野がどの程度残るかによつて決定されるであろう。

近き将来において公共扶助プログラムのコストが増大することは大体誤りないであろう。しかしながら、遺族保険が拡大されて現在除外されていゝ職業や被所得の職業を包括するに至るならば、公共扶助のコストは漸次保険に吸収されちに至るであろうが、このような吸收が充分に行われらるに至るまでは尚幾年かを要するであろう。しかまた保険制度が充分に発展し拡大されたとしても尚、保険資格をどうしても取得できない人々の扶助のために相当な額の資金が必要とされるであろうことは推定できるのである。

#### V-H-R-600における公共扶助制

H-R-二八九二において採用された最も徹底的な提案は次の二項である、即ち第一は公共扶助

に對して聯邦補助金を支給するに際し國窮を唯一の基準としたことであり、第二は連邦補助金額支給の基礎を最近の連續三年間ににおける當該州の人民の平均一人当たり個人所得においてことである。

このようなラディカルな提案はH.R. 6000においてはいづれも見出されない。

予算委員会は、州が永久、全部廢疾者に支給する手當に聯邦が參加することを規定するような題目を社会保障法に追加することを提案した。更にまた先令者、盲人、扶養児童に関する額目を修正して、無制限な現金支給と同様に医療を包含せしめており、この点に關し次の如く述べている。

「しかし医療に対するこれらの支出は、この支出に無制限の現金給付を加えたものが先令者並びに盲人扶助の場合には最高五〇弁を（アエルト・リコやヴァージン諸島では三〇弁）、扶養児童扶助の場合はそれぞれ二七弁或は一八弁（アエルト・リコやヴァージン諸島ではそれぞれ一八弁、二弁）を超過しない範圍にのみ聯邦が輸出する目的とみなされらであろう。」

註 Social Security act amendments of 1949, H. Rep. 1300.

1. Copy. 1 sec. P. 152 (前掲書 七三頁)

またこの決議においては、公共医療機関の患者となつてゐる個人に対する支拂にも聯邦が分担するよう改訂されてゐる。（もつとも多少の例外はある）

扶養児童扶助を規定する題目も改正されて、児童を扶養してゐる両親或は親戚に対する手當に対しても聯邦は参加することができることになつてゐる。現行法においては聯邦政府は児童に対する手當に對してのみ分担するのである。

予算委員会は、補助金額の増加と共に聯邦參加の比率が遞減する現在の方法を固執している。そ

の提案している計画は次の如きものである。

老令者扶助、盲人扶助、永久・金額廢疾者に対する扶助।

最初の、二五弔の五分の四

次の、一〇弔の二分の一

残りの、一五弔を超過しない部分の三分の一

現行の最高額五〇弔を維持する

扶養児童扶助।

一五弔以下の金額に對し扶養児童ならびに扶養児童扶助の支拂を受けている個人の總数を乗じたものの五分の四

一五弔以上二一弔以下の金額に前項の數を乗じたものの三分の一

残額につき前項の數を乗じたものの三分の一

一人の扶養児童ならびにその児童を扶養してゐる親戚に対する最高は二七弔とする。一人増加する毎にその限度は一八弔とする。

ヴァトキン諸島とワーレット、リコは前に述べたところによつて明かな通り、別個の取扱いを受けるのであつて、最高額は低くなつてゐる。即ち、老令者扶助、盲人扶助ならびに永久・金額廢疾者は聯邦政府は三〇弔を超えない手当の半額だけ輸出する事になら。扶養児童については聯邦政府は第一子に対しては一八弔までの手当の半額、第二子以下は一二弔までの半額を輸出するのである。

H・R・六〇〇〇においては州はその児童扶助、扶養児童扶助、永久・全部廢疾者扶助計画においてすべて希望者にはその機会を与えることならびに扶助は即急に支出することを規定せねばならぬことになつてゐる。H・R・ニ八九二においては、扶助額の厚生セーヴィスの資格の決定はすべての人々に法の平等の保護を確保するとゆう基礎の上にたつて行うべきことを懇求しているが、このような提案はH・R・六〇〇〇は行つていない。その理由は範疇的な制度においてはそのような規定は必要であるとみなされたからであろう。伸縮的な比例性補助金制度は殆んどそのまま承継されてしまふ。

委員会は、駿出的社會保險か社會保障制度の主体をなすやうものであり、従つて公共扶助の重要性とコストは保険の包括対象の拡大と共に遮滅するものであるとの見解を依然として堅持している。この点において、農業使用人ならびに零細農民や小作農民を含む自營農民の問題は今後の研究に俟たねばならなくなることは注目すべきであり、従つて農村的な州における公共扶助支拂はこれらのがループの人々が包括されるに至るまでは膨脹し続けるであろう、しかし前にも述べた如く金額的なコストを基準としてみた場合保険による保障は公共扶助よりも高額の給付支拂を必要とするのである。

人口問題研究所既刊研究資料目録

人口問題研究所

研究資料

題

目

発行年月

第一号	第二次育児費調査結果の概要	二二、七
第二号	食糧危機と産児制限	二二、九
第三号	特殊分類による女子職業別人口	二二、一〇
第四号	産児制と社会主義	二二、一
第五号	公衆衛生に於ける戦後養成問題	二二、二
第六号	戦後農村人口の構成	二二、三
第七号	社会主義的人口理論の概観	二二、四
第八号	最近アメリカに於ける人頭学的研究の動向とその概念についての摘要	二二、五
第九号	将来昭和三十年に於ける産業別人口の基準に関する研究(改訂版)	二二、六
第一〇号	リウメリン研究資料(其の一)	二二、七
第一一号	戦後の農村過剰人口	二二、八
第一二号	世収人口問題に関する概論	二二、九
第一三号	シスボンデーの人口論	二二、一〇
第一四号	昭和二十五年の推計人口の分析	二二、一一

第一五号	我が國人口増殖力の近い将来 産児制限問題概観	二二、九
第一六号	産児制限の基礎理論	二二、一〇
第一七号	過剰人は論の史的展望その二、リューメンの過剰人口論 バーバラ、ワード植民地バランスシート論	二三、四
第一八号	年令別子女扶養費核算について—第三次育児費調査結果に関する研究その一 産児制限実態調査結果の概報	二二、一〇
第二一号	アメリカ人口問題資料その一 国家資源調査局人口問題委員会報告	二二、一〇
第二二号	その二	二二、一〇
第二三号	その三	二二、一〇
第二四号	その四	二二、一〇
第二五号	その五	二二、一〇
第二六号	その六	二二、一〇
第二七号	その七	二二、一〇
第二八号	リスト生産力の理論における人口思想	二二、一〇
第二九号	フエアチャイルドの移民無効論について—移民問題参考資料その一一	二二、一〇
第三〇号	ワードの日本移民不必要論について—移民問題参考資料その二一	二二、一〇
第三一号	日本人の熱帯移住適性に関する資料(一) 移民問題参考資料その三一	二二、一〇
	二三、一	二二、一〇
	二三、六	二二、一〇
	二三、二	二二、一〇
	二三、一	二二、一〇
	二二、一	二二、一〇

第三二号

子女人数別子女扶養費について(第三次育児費調査結果に關する研究その二)二三、九

第三三号

人口統計における幾何学的表現法について  
佐賀県千歳、玉島村における農村人口收容力調査中間報告

第三四号

戦時中における児童の発育状態に關する調査(一)

第三五号

最近の人口に對する資料

第三六号

佐賀県千歳村の農村人口に関する若干の分析、農村人口收容力調査中間報告

第三七号

産制及び移民問題を中心とするダムソン博士の著書とその反響

第三八号

諸外国における産児制限の普及状況

第三九号

受胎調節及び墮胎に関する各國の態度並びに施設の概要

第四〇号

日本農業の最適人口試算に関する一資料

第四一号

農村人口收容力調査結果表(岡山県児島郷興除村)

第四二号

産児制限問題の人口政策的考察

第四三号

妊娠中絶、墮胎及び死流産の割合に関する資料

第四四号

わが国農業人口の構造的推移について

第四五号

開拓村における純粹入植地の定着性に關する一資料

第四六号

岡山県児島郷藤田村における農村人口收容力調査

第四七号

結果の中間報告

第四八号

本邦に於ける精神病の統計(抄錄集)

イギリス人口委員会報告書(その一)

## 研究資料

題

国

發行年月  
未刊

第四九号

イギリス人口委員会報告書（その三）

（その三）

第五一号

（その四）上第四郡要約及び總括的結論

第五二号

（その五）上附錄三、再生産力の測定

第五三号

純農村及び漁村における産児制限の実態に関する一資料

第五四号

一宮城県本吉郡大島村及び登米郡北方村における

第五五号

実態調査結果の中間報告

第五六号

一二、農村人口収容力調査と結果の概要

第五七号

一二、特に最近の調査村を対象とする中間報告

第五八号

社会保険に關する外國並びに邦文文献目録

第五九号

一二、社会保険制度の研究（一）

第六〇号

心身疾葉、職業、社会階級、生活状態、居住地、人口問題、健康等長

第六一號

現はれに日本人の体格、その一、身長篇

第六二號

米國社会保険制度の研究（二）

第六三號

心身疾葉、職業、社会階級、生活状態、居住地、人口問題、健康等長

第六四號

現はれに日本人の体格、その二、身長篇

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五

二五